

築館町文化財調査報告書第6集

伊治城跡

—平成4年度発掘調査報告書—



平成5年3月

築館町教育委員会

築館町文化財調査報告書第6集

伊治城跡

平成5年3月

築館町教育委員会

は　じ　め　に

自然破壊が人類の大きな問題となっています。これは、人類優先、自然征服という考え方方が存在しているからです。人類のためならば、他の生物や自然が失われてもやむを得ないという生き方が環境悪化や破壊につながったと考えます。

人類の歴史の中には、その時代時代に対応した生きるための課題があったことは想像に難くないが、しかし我々の祖先はそれを自然との調和の中で解決をしてきましたし、自然と共存しながら生活をし、文化を創造してきました。文化財の調査もその往時の姿を解明し、我々に一つの生きる指標を示すものと考えます。

伊治城跡の発掘調査も昭和52年から始めて、その間数年の休みもあったが、昨年度から本年度にかけての調査で漸く政府の全容を解明することができました。調査を担当した築館町教育委員会の職員的努力もありますが、調査並びに指導、さらに出土遺物の整理報告書の作成まで、全面的に協力をいただきました宮城県教育庁文化財保護課の課長さんを始め、課員の皆さん、とくに直接担当いただきました菊地逸夫主査、佐久間光平技師、千葉正康技師に改めて感謝をいたします。

今後さらに政府域の確認等の調査を進める予定でありますので、更なるご指導・ご援助をお願い申し上げ挨拶とします。

築館町教育委員会

教育長 千 葉 興一郎

例　　言

1. 本書は、栗原郡築館町字城生野に所在する伊治城の平成4年度発掘調査の報告書である。
2. 本書には、国庫補助事業計画にもとづく第19次調査の結果を収録した。
3. 本書の作成は、宮城県教育庁文化財保護課が担当し、整理・執筆・編集は課員の検討を経て菊地逸夫がおこなった。
4. 本書における土色についての記述には「新版標準土色帖」(1973)を利用した。
5. 本書の第1図は国土地理院発行の1/25,000の地形図「金成」「築館」を複製して使用した。
6. 調査における、地区割(グリッド)は、城生野公民館前の任意の点を発掘基準点として定め、この点を原点とする直角座標を組んで割り出しており、基準線の南北軸はN-2°Wである。なお、図中のW-10、S-180などの表記は原点(伊治1)から西に10m、南に180mであることを表す。
7. 図中にある方位は、座標北を表している。
8. 遺構略号は次のとおりで、通し番号で各遺構に付した。
SB : 据立柱建物跡 SD : 溝跡 SE : 井戸跡 SI : 穴穴住居跡 SK : 土壙
SA : 塀跡 SX : その他の遺構
9. 調査成果の一部は、すでに現地説明会・第6回宮城県遺跡調査成果発表会・第19回古代城柵官衙遺跡検討会で公表しているが、本書の内容はこれらに優先するものである。なお、昨年の調査結果から政府内の建物には5時期の変遷が認められたが、政府域の変遷として考えた場合3期の変遷として捉えたほうが妥当である。したがって変遷の期別は昨年の調査報告書とは異なり、昨年のⅡ期をⅠ期に、昨年のⅢ期をⅡ期に、昨年のⅣ、Ⅴ期をⅢ期に改める。
10. 発掘調査の記録や整理に関する資料および出土品は、築館町教育委員会が一括して保管している。
11. なお、発掘調査や、資料の整理に際し、次の方々から多大の御指導、御助言をいただいた。記して、感謝申し上げたい。(敬称略)

岡田 茂弘・阿部 義平(国立歴史民俗博物館)

工藤 雅樹(福島大学)

高野 方宏・阿部 博志・山田 晃弘(東北歴史資料館)

進藤 秋輝・丹羽 茂(多賀城跡調査研究所)

調査要項

1. 遺跡名 伊治城跡（宮城県遺跡搭載番号：41007）
2. 所在地 宮城県栗原郡築館町字城牛野
3. 調査主体 築館町教育委員会（教育長 千葉 與一郎）
4. 発掘面積 約1300m²
5. 調査期間 第19次調査 1992年5月11日～7月4日
6. 調査主体 築館町教育委員会
7. 調査担当 築館町教育委員会・宮城県教育庁文化財保護課
8. 調査員 宮城県教育庁文化財保護課
菊地 逸夫、佐久間 光平、千葉 正康
築館町教育委員会
遠藤 義勝、千葉 長彦
9. 調査協力 鈴木 広、鈴木 廣
白鳥測量設計事務所、伊藤建設
10. 調査参加者 高橋 佐一、大場 真由、桑島 雪男、佐藤 直一、白鳥 やゑ
菅原 永松、菅原 光男、鈴木 荣吉、鈴木 三郎、鈴木 よしみ
千葉 寿見、千葉 ち江子、辻市 英男
11. 遺物整理参加者 柴田 富子、米沢 栄子、鎌田 優子

目 次

序	
例 言	
調査要項	
I. 遺跡の概要とこれまでの調査成果	1
II. 遺跡の位置と周辺の遺跡	2
III. 発見された遺構と遺物	
①掘立柱建物跡	5
②掘立柱塗跡	14
③築 地 跡	14
④土 壁	16
⑤円 形 周 溝	21
⑥井 戸 跡	23
⑦溝 跡	25
IV. 考 察	
①政府の規模と建物の変遷について	
○ 政府の規模	27
○ 建物の性格	27
○ 建物と政府の変遷	28
②伊治城以外の城柵との比較	
V. ま と め	33
伊治城および栗原郡に関する古代史年表	
写 真 図 版	38

I 遺跡の概要とこれまでの調査成果

8世紀中葉から後半にかけての宮城県北部は、古代律令政府が積極的に進めていた蝦夷政策に対し、蝦夷の抵抗が高まり非常に不安定な地域であった。伊治城は、律令政府がこのような情勢の中で、桃生城などとともに陸奥国経営、とりわけ栗原郡を中心とした宮城県北部における蝦夷政策の拠点にするため、神護景雲元年（767）に設置したものである。続日本紀や日本後紀には、延暦15年（796）までの伊治城にかかる記事があり、それらにより当時の具体的な状況を知ることができる。なかでも、この地域=上治郡の大領であった伊治公告麻呂が宝亀11年（780）に按察使紀弘純と牡鹿郡の道嶋大橋を伊治城で殺害し、さらに多賀城を攻撃し放火するという事件「伊治公告麻呂の乱」は、当時の政府に大きな衝撃を与え、それ以後の律令政府と蝦夷の長期にわたる戦争の要因となった。このような状況下で、律令政府は延暦20年（801）までに4度の軍事遠征を展開した。また、武力行使と並行して他国からの移住策も打ち出し、延暦15年（796）には「相模・武藏・常陸など8国の民9000人を伊治城に遷し置く」などの記録も見られる。

伊治城は宮城県内における城柵の中で、桃生城とならび創建年代が文献に残されている数少ない城柵のひとつとして知られており、その所在地については、多くの検討がなされいくつかの候補地があげられている。所在地についての研究は江戸時代の末から行われており、弘化4年（1847）に岩崎綱雄は栗原郡榮館町城生野地区を踏査し地形観察を行い、唐崎地区において古瓦を採集し、この地が伊治城跡であるとした。以後、大槻文彦、小泉安次郎、吉田東伍、松森明心、伊東信雄、高橋富雄、金野正、佐藤信行らによって諸説がとなえられてきた。

なお、伊治城跡に関する詳しい研究史については「伊治城跡I」（多賀城跡調査研究所：1978）を参照されたい。

このように伊治城跡の有力な擬定地である城生野地区の発掘調査は多賀城跡調査研究所により昭和52年度から3年間行われ、城生野大堀の台地北端で検出された大溝と土塁は外郭北辺の区画施設であることや、堅穴住居跡から出土した墨書き器や鉄器の性格から報告書では「本遺跡が伊治城である可能性は高い」との見解が示されている。しかし、この3年間の調査では伊治城の政庁や官衙ブロックなどは発見されなかった。

昭和62年度からは榮館町教育委員会が主体となり調査を再開し、昭和63年には遺跡中央南寄りの唐崎地区で二重にめぐる区画溝が、平成元年には区画溝の内側から計画的に配置された5棟の掘立柱建物跡がはじめて検出された。さらに翌2年には、新たに掘立柱建物跡2棟と堅穴住居跡8軒が検出され、これらの建物群が官衙ブロックを構成することが判明した。また、出土遺物から建物の年代も伊治城存続年代と一致することから城生野地区は古く岩崎綱雄以来言

われた通り、「伊治城跡」であることが、考古学的に証明されたものといえる。

平成3年の第17次調査では、築地に囲まれた建物群や多量の瓦が検出され、この地域が政庁域の北側であることが明らかとなった。

本年の調査（19次調査）は昨年までの成果を受けその南隣を対象としたもので、これまで明らかにされていなかった政庁南側の構成を解明することを主眼とした。調査の結果、政庁南辺築地跡や政庁南門、西脇殿、前殿などの建物群の他に掘立柱塙跡が新たに検出され、前年度の調査とあわせこれまで明らかにされていなかった、政庁全体の規模や建物群の構成が初めて解明された。

II 遺跡の位置と周辺の遺跡（第1、2図）

このことについては「伊治城跡I」（前出）に詳しい。以下はそれを引用し、若干の加筆をしたものである。

本遺跡は宮城県栗原郡築館町字城生野に所在する。

この場所は多賀城跡の北約52kmに位置し、多賀城と胆沢城をむすぶほぼ中間点にあたる。

宮城県北部の地形を概観すると、中央部に北上川が流れ、その西側には奥羽山脈が南北に大きく横たわっている。

この奥羽山脈は山麓部で多数の河川によって開析され、いくつかの小丘陵に分かれている。本遺跡はその最も北に位置する築館丘陵と接する河岸段丘上に立地している。この段丘は東を一迫川、北を二迫川、西と南は小さな谷によって両され、南東部で背後の丘陵に接しており、北に張り出したほぼ方形の独立した地形をなしている。段丘面の標高は約22～24mで、その広さは東西約800m、南北約900mほどである。遺跡の範囲はこの丘陵全域と推定され、その規模は東西約700m、南北は南辺の位置を唐崎地区と地蔵堂地区を画する沢のあたりと考えれば、約900mとなる。段丘の東、北、西には比高約6mの段丘崖がみられ、その前面には広い沖積地が続いている。

台地上は現在、城生野地区の集落があり大淵、唐崎、要害、地蔵堂などの小字名が見られ、100戸を超える住宅が立ち並んでいる。宅地を除く平坦部分はおもに水田および畑地として利用され、段丘崖などの斜面部分は杉林や荒地として原地形が残されている。

表面から観察される遺構としては、台地北端部に東西にのびる長さ150mほどの空堀状の大溝と、その北に接して走る土壠状のわずかな高まりがある。かって松森明心氏が作成した略図によると、この大溝はさらに西の大宮野小学校の西側付近まで延びていたことが知られる。

遺物については、台地のはば全面にわたって土師器や須恵器の散布が見られ、中でも中央部



No	遺跡名	立地	種別	時代	No	遺跡名	立地	地質	時代
1	伊豆城	分相坂	城	前半・近世	14	日吉城	経ヶ丘	城	後
2	御前堂	御前堂	城	後	15	刈谷城	自然港湾	城	後
3	平野城	平野	城	後	16	東印長櫛遺跡	反張跡面	生食土	朝宋・古代
4	佐内原遺跡	佐内原	遺跡	後	17	稻葉西大古墳群	反張跡面	松木古塚	古墳
5	木戸素盞古	木戸素盞古	遺跡	後	18	大沢殿穴古墳群	反張跡面	松木古塚	古墳
6	山ノ上遺跡	山ノ上	遺跡	後	19	新山神社遺跡	丘	粘土	風化
7	熊藏台遺跡	熊藏台	遺跡	後	20	東尾久寺跡	丘	砂	古代
8	高倉日塙丘陵	高倉日塙丘陵	遺跡	後	21	桃光遺跡	立沢跡面	粘土	古代
9	高田山遺跡	高田山	遺跡	後	22	東沢人塙跡	生	粘土	古代
10	東野山遺跡	東野山	遺跡	後	23	長者玉塙跡	丘	粘土	古代
11	東高城	東高城	城	中世・近世	24	東波空港遺跡	自然港跡	粘土	風文・近代
12	西能道跡	西能道	城	中世	25	大仏古墳群	反張跡面	砂	古墳
13	鷹ノ丸遺跡	鷹ノ丸	遺跡	後	26	古野塙跡	丘	砂	中世

第1図 周辺の遺跡



第2図 調査区と周辺の地形

から南半分にあたる唐崎や要害地区に多く分布する。この地区ではこれまでの開田工事の際にも多量の遺物が出土しており、とくに唐崎地区からは多賀城政庁Ⅱ期の瓦と同一意匠の重圓文軒丸瓦が出上している。

次に本遺跡周辺の古墳時代末期から古代にかけての歴史的環境を概観してみたい。

周辺の遺跡は二迫川流域遺跡群と一迫川流域遺跡群にわけられる。二迫川流域についてみると、北岸の栗駒町鳥矢崎から金成町鯉齒にかけての丘陵上には、33基の小円墳からなる鳥矢崎古墳群がある。この古墳群のうち2基が昭和46年に発掘調査され、横穴式石室と組合せ木棺、銅製鎧兜金具一式、蕨手刀などが発見されている。またこの丘陵の南斜面には大沢横穴古墳や鯉齒横穴古墳群がある。これは内陸部における横穴の北限線である。

集落遺跡としては、この丘陵の東端部に立地する佐野遺跡があり、奈良から平安時代にかけての堅穴住居跡が15軒検出されている。二迫川南岸では本遺跡の他、奈良・平安時代の遺物を散布する長者原遺跡がみられるだけで、古代の遺跡は比較的少ない。

一迫川流域では、北岸の丘陵上に御磐森古墳群や小館山横穴古墳群などがあり、南岸の志波姫町伊豆野から若柳にのびる低い丘陵や河岸段丘上には鶴ノ丸遺跡、宇内遺跡、御駒堂遺跡、佐内屋敷遺跡、山の上遺跡、篠塚遺跡などの奈良から平安時代にかけての遺跡がある。

中でも、御駒堂遺跡では、8世紀初頭に関東地方からの人間の移住が想定されるような土器や遺構が検出されており（小井川・小川：1982）、神護景雲3年（769）に栗原郡が建郡される以前のこの地域を考えるうえで、きわめて注目される。また、発掘調査によるものではないが、本遺跡の東4kmには、開田工事の際検出された狐塚窯跡がある。ここでは、ヘラ切り無調整の坯を主体に焼成し、製品は本遺跡にも供給されていた可能性がある。（金野・佐藤：1976）

III 発見された遺構と遺物（第3図）

今回の調査で検出された遺構には、掘立柱建物跡10棟・掘立柱塙跡・築地跡・円形周溝（円墳の周溝部）4基・井戸跡4基・土壙・溝跡がある。また、遺物には各遺構の埋土や表土中から繩文土器・弥生土器・十師器（环・甕・蓋）・須恵器（环・甕・蓋・高台付环）・円面鏡・瓦（平瓦・丸瓦・軒丸瓦）が、遺構確認面のローム上面から、旧石器時代のスクレイバーやフレイクが出上している。

以下順に記していく。

発見された遺構

① 掘立柱建物跡

SB-289建物跡（第4図）

南側調査区の南西隅で検出された。建物の北側部分が検出されたのみで、建物の方向や全体的規模については不明である。また、この建物の北側の柱列の延長上にはSK-288土壙があり、この部分に重複する柱穴の存在も考えられたが、土壙を完掘した結果柱穴が認められないことから（土壙は柱穴よりも浅い）、北側の柱列については3間でおさまるものと考えられる。

すべての柱穴から柱痕跡が認められ、それによれば柱は円形で直径は20~25cmある。柱痕跡の位置をもとにすると柱間寸法は北側の柱列が東から2.4m・2.2m・2.4mで総長7.0m、東側の柱列が北から2.4mである。建物の方向はN-8°-Wである。

柱穴は方形を基調としたもので、一辺が約80~120cmあり、深さは断ち割りを行ったP1では確認面から約50cmある。埋土は地山のブロック状が混じる黒褐色土である。また、柱痕跡の堆積土からは炭化物や焼土が多く量に検出されており、この建物は火災により焼失したものと考えられる。

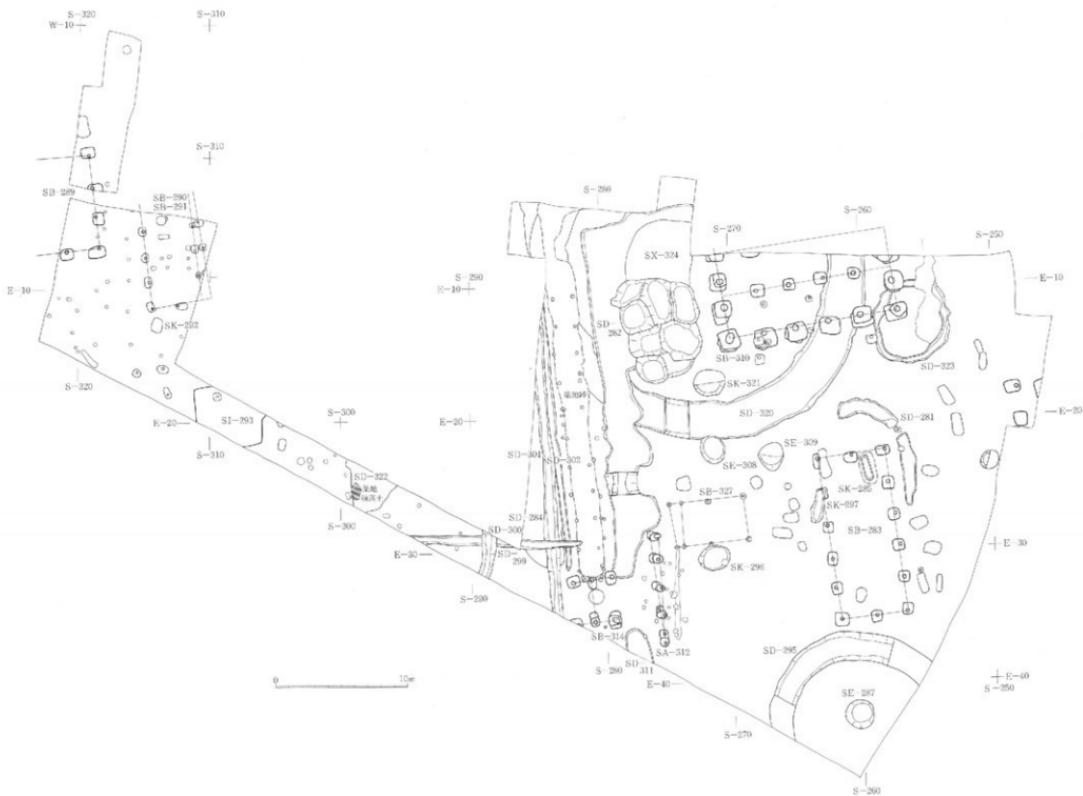
SB-290建物跡（第4図）

南側調査区の北端で検出された。SB-291建物跡と重複し、これに切られている。桁行4間以上、梁行2間の東西棟掘立柱建物跡で、西妻の部分はさらに調査区外へと延びている。東妻のP5を除くすべての柱穴から柱痕跡が認められ、それによれば柱は円形で直径は約20cmある。柱痕跡や柱穴の中心の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が南側柱列で東から2.0m・1.9m・2.0m・1.5m以上で総長7.4m以上、梁行が東妻で2.2m・2.2m（推定）で総長4.4mある。建物の方向はW-8°-Sである。柱穴は一辺が約50×80cmの闊の丸い長方形を呈し、深さは断ち割りを行った北側柱のP8では確認面から約10cmある。埋土は黒褐色のシルトで、黄褐色の地山のブロックが多く混入する。

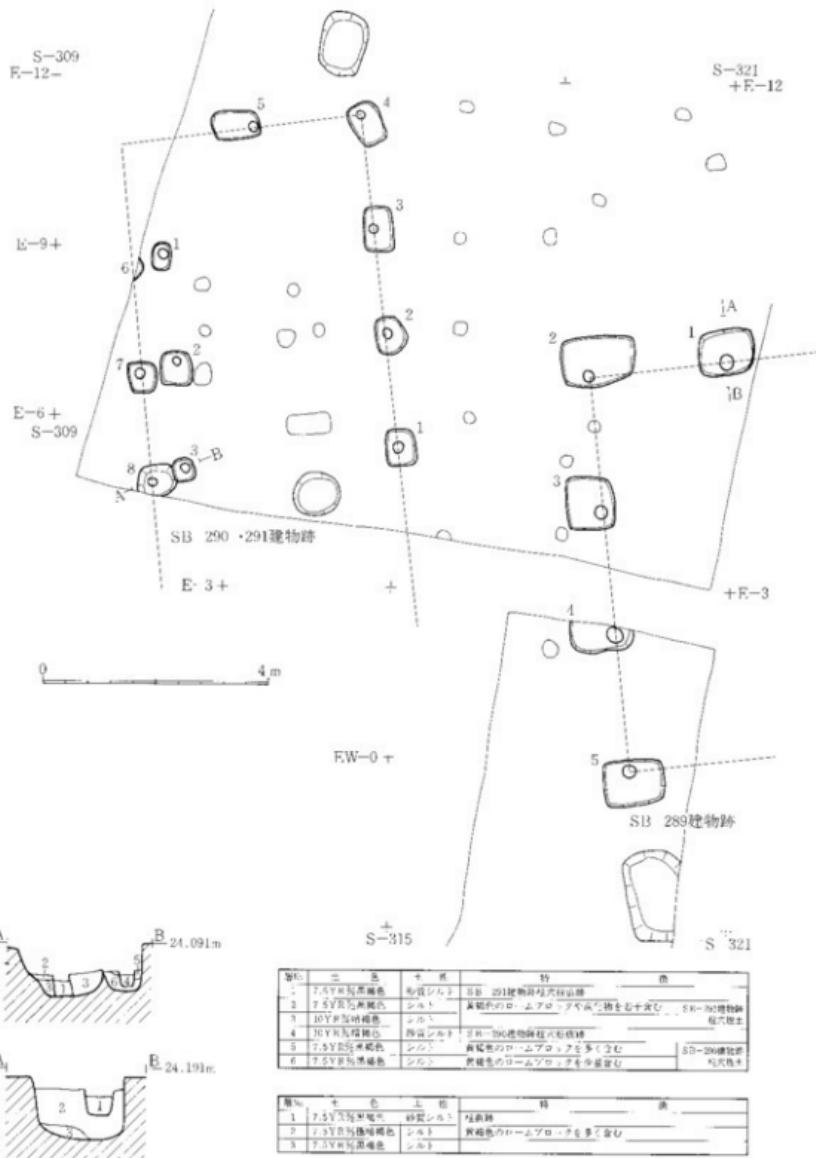
SB-291建物跡（第4図）

南側調査区の北端で検出された。SB-290建物跡と重複し、これを切っている。SB-290建物跡の北側柱とほぼ平行して柱穴が3個検出されているのみで、これに対応する南側の柱列が検出されていないことから建物の大部分は北側の調査区外に展開するものと考えられる。いずれの柱穴から柱痕跡が認められ、それによれば柱は円形で直径は約20cmある。柱痕跡の位置をもとにすると柱間寸法は、1.9m・1.9mで総長3.8m以上ある。建物の方向はW-9°-Sである。

柱穴は一辺が40~60cmの闊の丸い方形を呈し、深さは断ち割りを行ったP3では確認面から約40cmある。埋土は褐色～暗褐色のシルトで、黄褐色の地山のブロックが多く混入する。



第3図 第19次調査透構配置図

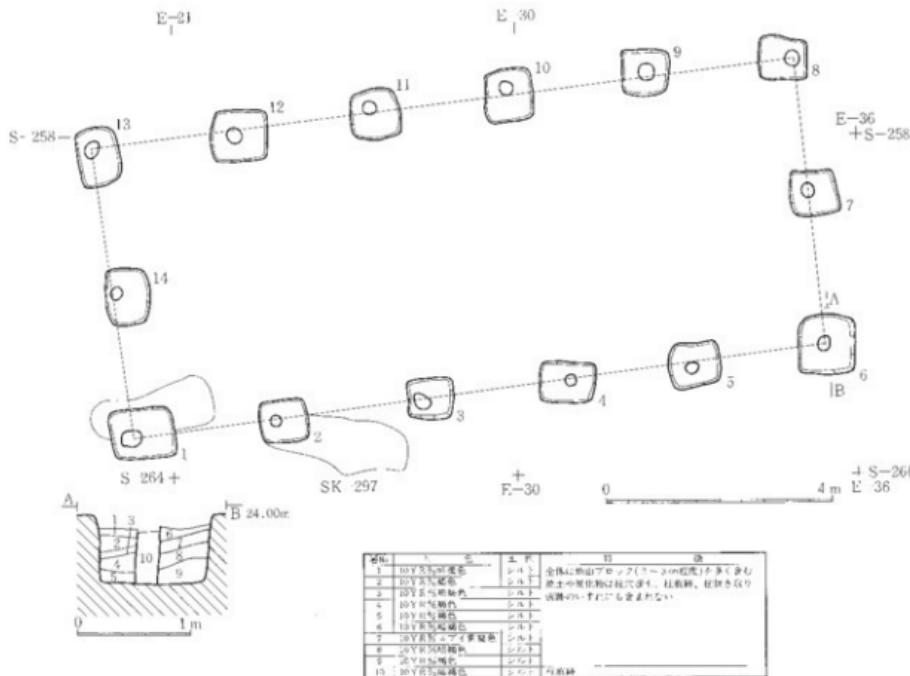


第4図 SB-289・290・291・建物跡

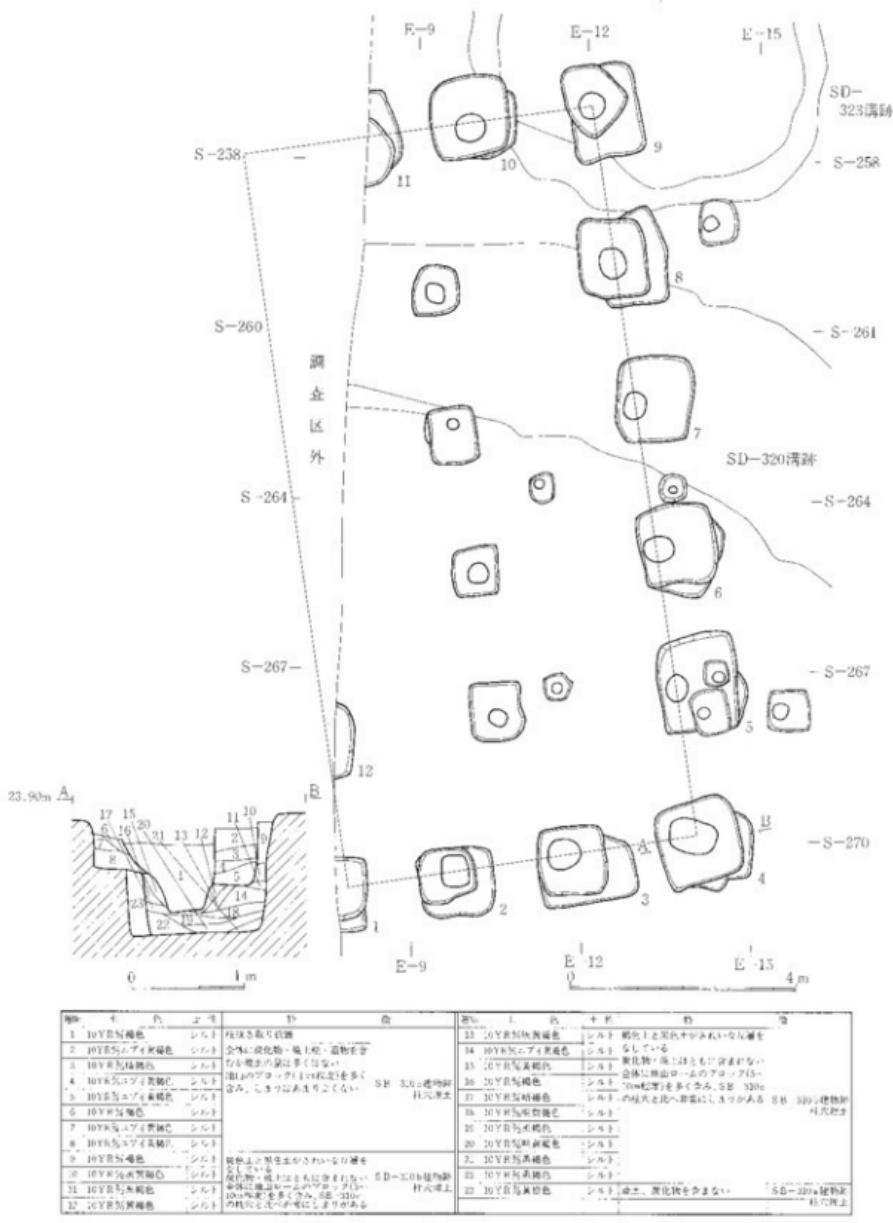
SB-283建物跡（第5図）

北側調査区のほぼ中央で検出された。SK-297土壤と重複し、これに切られている。

桁行5間、梁行2間の東西棟掘立柱建物跡である。南側柱のP1.3からは柱抜き取り穴が、それ以外の柱穴からは柱痕跡が認められた。それらによると、柱は円形で直径約20cmある。柱痕



第5図 SB-283建物跡



第6図 SB-310建物跡

跡や柱抜き取り穴の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が北側柱列で東から2.6m・2.5m・2.4m・2.5m・2.5mで総長12.5m、梁行が東妻で北から2.4m・2.7mで総長5.1mである。建物の方向はW-9°-Sである。柱穴は一辺が90~100cmの方形を呈し、深さは断ち割りを行った南側柱南東隅のP6では約60cmある。埋土は褐色土と暗褐色土の互層で1~2cmの小石を多く含んでいる。

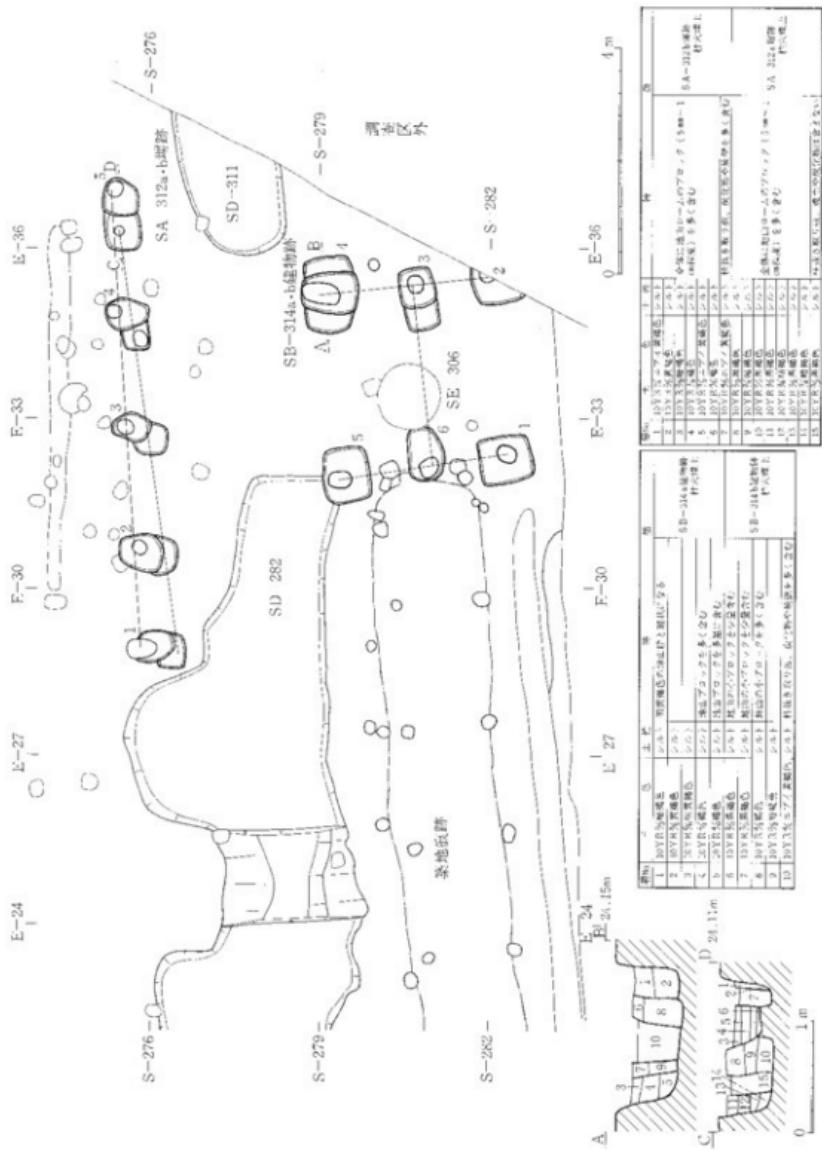
この建物の時期については、SK-297土壤と重複しこれに切られていることから、これの年代を下るものではない。SK-297土壤の年代については、この土壤の出土遺物の中にSX-324出土の遺物と接合関係が認められるものがあり（第12図1）、SX-324と同年代（Ⅱ期末）のものと考えられる。したがってSB-283建物はⅢ期以降のものではなく、しかもこの建物には火災の痕跡が認められないことからⅡ期以前であることが明らかである。また、建物の配置からみるとⅠ期のSB-243aやSB-314と軸線が揃うものの、これ以前のSB-246建物とは柱筋が一致しないことから、Ⅰ期の建物と考えることが妥当であろう。

SB-310 a 建物跡（第6図）

北側調査区中央の西側で検出された。SD-320.323溝跡・SB-310 b 建物跡・SB-310 c 建物跡と重複し、前者を切り、後2者に切られている。したがって新旧関係はSD-320.323溝跡→SB-310 a 建物跡→SB-310 b 建物跡→SB-310 c 建物跡となる。桁行5間、梁行3間の南北棟掘立柱建物跡と考えられるが同位置で2度の建て替え（SB-310 b・SB-310 c 建物）が行われ柱穴のほとんどの部分が失われているため、詳細については不明な点が多い。この建物に伴うと考えられる柱穴は断ち割りを行った建物南東隅のP6の断面で認められたのみである。この柱穴は深さ約100cmあり、焼土、炭化物をまったく含まない均質な黄褐色の埋土が認められた。

SB-310 b 建物跡（第6図）

桁行5間、梁行3間の棟通りに束柱をもつ南北棟掘立柱建物跡でSB-310 a 建物を同位置で建て替えたものである。SB-310 c 建物と同位置で重複するため柱穴からは柱痕跡や柱抜き取り穴は検出されなかったが、柱穴の中心の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が東側柱列で南から2.8m・2.3m・2.7m・2.6m・2.8mで総長13.2m、梁行が南妻で東から2.4m・2.3m・2.3mで総長7.0mと推定される。建物の方向はN-11°-Wである。柱穴は残存する部分から、隅のしっかりした方形を呈するものと考えられる。深さは断ち割りを行った南妻南東隅のP4では約110cmある。柱穴埋土は褐色土と暗黒から黒色土のきれいな互層で、焼土、炭化物はほとんど含まれない。



第7図 SB-314建物跡・SA-312跡

SB-310 c 建物跡（第6図）

桁行5間、梁行3間の棟通りに東柱をもつ南北棟掘立柱建物跡でSB-310 b 建物を同位置で建て替えたものである。西妻のP9.10と東柱のP14.16からは柱痕跡が、それ以外の柱穴からは柱抜き取り穴が検出されており、それによれば側柱は円形で直径約40cm、東柱は円形で直径約20cmある。柱痕跡や柱抜き取り穴の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が東側柱列で南から2.6m・2.5m・2.6m・2.5m・2.8mで総長13.0m、梁行が南妻で東から2.3m・2.0m・2.2mで総長6.5mある。建物の方向はN-11°-Wである。柱穴は、側柱では一辺が120～140cmの方形を呈し、深さは断ち割りを行った南妻南東隅のP4では約70cmとSB-310 b 建物の柱穴と比べかなり浅い。また、東柱の柱穴は一辺が約80cmの方形で、深さは断ち割りを行ったP14では約40cmある。

柱穴埋土は暗褐色と黄褐色の荒い互層で、炭化物や焼土（焼壁）を多く含んでいる。火災後に建て替えた建物と考えられる。

SB-314 a 建物跡（第7図）

北側調査区南東端で検出された。桁行1間、梁行2間の四脚門で、本柱は築地の棟通りによる。SE-306井戸跡、SB-314 b 建物跡にそれぞれ切られており、これらよりも古い。新旧関係はSB-314 a 建物跡→SB-314 b 建物跡→SE-306井戸跡となる。SB-314 b 建物跡と同位置で重複するため、柱穴からは柱痕跡や柱抜き取り穴は検出されなかったが、柱穴の中心の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が北側で3.3m、梁行が西妻で3.0m、本柱間は3.3mである。柱穴は東西辺が若干長い長方形で一辺が80×100～120cmあり、深さは断ち割りを行ったP4では確認面から約60cmある。埋土は暗褐色と黄褐色の荒い互層で、炭化物や焼土は含まれない。

SB-314 b 建物跡（第7図）

SB-314 a 建物を同位置で建て替えたもので、構造や築地との関係はSB-314 a 建物跡と同様である。すべての柱穴から柱痕跡や柱抜き取り穴が検出され、それによれば柱は円形で直径約30cmある。柱痕跡や柱抜き取り穴の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が北側で3.3m、梁行が西妻で3.0m、本柱間は3.3mである。柱穴はほぼ正方形を呈し、一辺約80cmある。深さは断ち割りを行ったP4では確認面から約60cmある。埋土は暗褐色と黒褐色の荒い互層で炭化物や焼土は含まれないが、柱抜き取り穴から多量の炭化物や焼土が検出されている。火災により焼失したものと考えられる。

SB-327建物跡（第3図）

北側調査区のほぼ中央で検出された。桁行3間、梁行1間の南北棟の掘立柱建物跡で、南面

に底が取り付く。西側柱列のP1.2.4と東側柱列のP7からは柱痕跡が検出されており、それによれば柱は円形で直径約15cmある。柱痕跡や柱穴の中心の位置をもとにすると柱間寸法は、桁行が西側柱列で北から2.7m・2.4m・0.9mで総長6.0m、梁行が北妻で3.3mある。建物の方向はN-10°-Wである。柱穴は方形を基調とし、一辺30~40cmある。

② 挖立柱塙跡

SA-312 a 塙跡（第7図）

北側調査の南東部、SB-314建物跡の北側に位置する。この建物からSA-312 a 塙跡までの距離は約3.4mある。4間の塙で、SB-314建物跡とほぼ平行に建てられているが塙の中心（3本目）はSB-314建物跡の中心より若干西にずれる。SA-312 b 塙跡と重複し、これよりも古い。

柱列東側のP4.5からは柱痕跡が認められ、それによれば柱は円形で直徑15~20cmある。柱痕跡の位置や柱穴の中心をもとにすると柱間寸法は、西から1.7m・2.1m・1.8m・1.9mで総長7.6mある。柱列の方向はW-6°-Sである。柱穴は隅の丸い方形を呈し、一辺60~80cmあり、深さは断ち割りを行ったP5では約50cmある。埋土は暗褐色と黒褐色の荒い互層で炭化物や焼土は含くまれない。

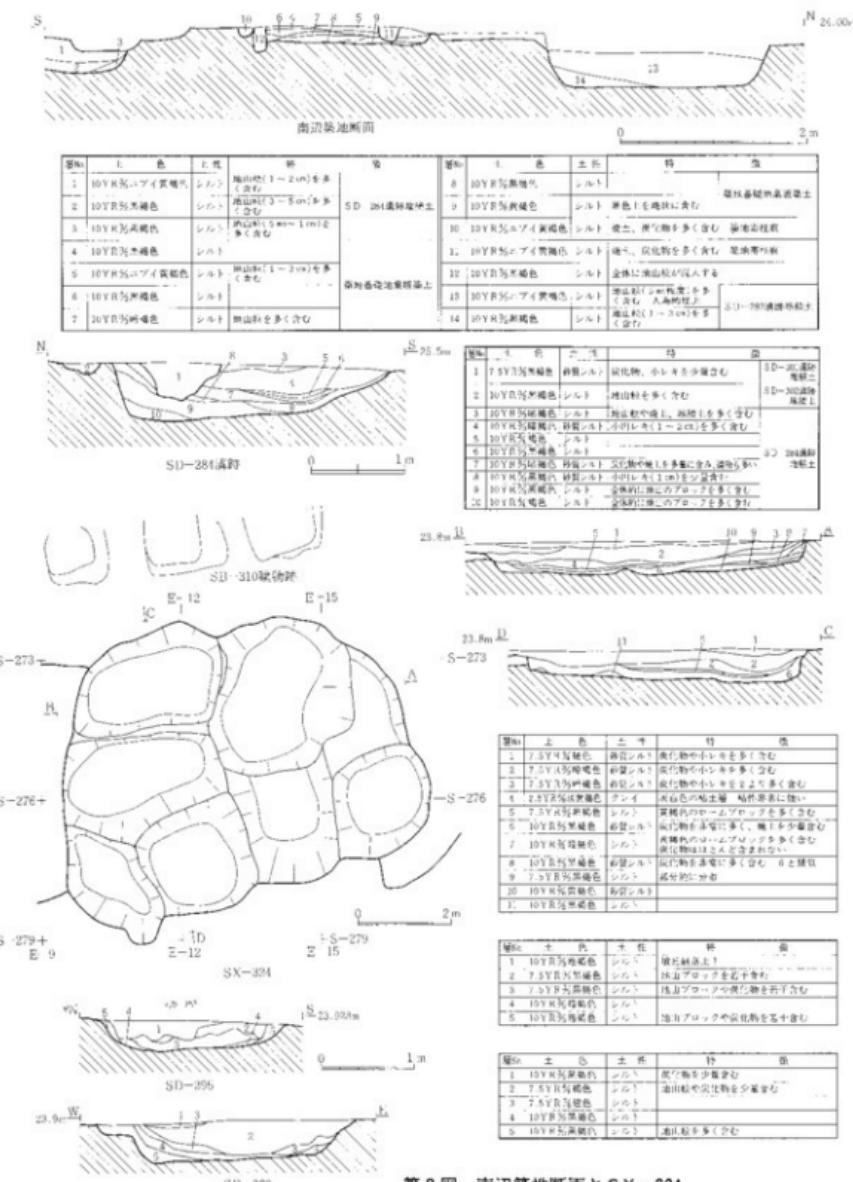
SA-312 b 塙跡（第7図）

SA-312 a 塙跡をほぼ同位置で建て替えたものであるが、内端の柱の位置を変えずに、柱間間隔を若干広げて建てられている。したがって、SA-312 a 塙跡よりも若干東に長い塙となる。柱列西端のP1からは柱抜き取り穴が、それ以外の柱穴からは柱痕跡が認められ、それによれば柱は円形で直徑15~20cmある。柱痕跡や柱抜き取り穴の位置をもとにすると柱間寸法は、西から1.8m・2.1m・2.1m・2.1mで総長8.1mある。柱穴は南北に長い長方形もしくは楕円形を呈し、長軸が約80cm、短軸が約60cmある。埋土は黄褐色と暗褐色の荒い互層で炭化物や焼土は含くまれないが、柱痕跡や柱抜き取り穴の堆積土から多量の炭化物や焼土（焼壁）が検出されている。火災により焼失したものと考えられる。

③ 築地跡（第7図）

築地本体について検出されていないが、政府南辺から南西隅にかけて築地基礎地業痕と寄柱列、築地構築の際の上取り痕跡（SD-282.284.311）が検出された。SB-314建物の中心から南西隅までの距離は約29mである。

築地基礎地業は、築地を構築する以前に幅約1.8m、深さ20cm（確認面から）の溝状の掘り込みを行い、その後暗褐色と黄褐色を5~10cm単位で交互に埋め込んだものである。



第8図 南辺築地断面とSX-324

寄柱は良好な状態で検出され、築地内外に対になっており幅は約1.5m、間隔は約2.1mある。柱穴は直徑約20cm、深さ20cmで、柱痕跡と柱穴とはほぼ同じ大きさである。柱穴は基礎地盤埋土を切っており、基礎地盤が行なわれた後に掘込まれたものと考えられる。柱穴の堆積土からは炭化物や焼上が多量に検出されており、火災により焼失したものと考えられる。

築地構造の土取り痕は築地の内側（SD-282）と外側（SD-284.311）に溝状に認められる。幅は2~4mと一定しないが築地側の上端は築地寄柱列と約1.4mの間隔を保って直線的に掘り込まれている。また、SD-282溝跡では、土取り後は黒褐色のしまりのない土で埋め戻されているが、築地側の上端は埋め戻された面よりも高くなっている、この部分が犬走り状になっていたものと考えられる。

また、築地外側のSD-284では、堆積土のかなり深い部分から焼上層が認められており、完全に埋め戻しは行なわれなかったものと考えられる。

④ 土 壤

SK-292土壤（第9図）

南側調査区北側で検出された。80×120cmの隅の丸い長方形を呈し、深さは約50cmある。

底面はほぼ平坦で、壁は緩やかに立ち上がり上端近くで直立する。

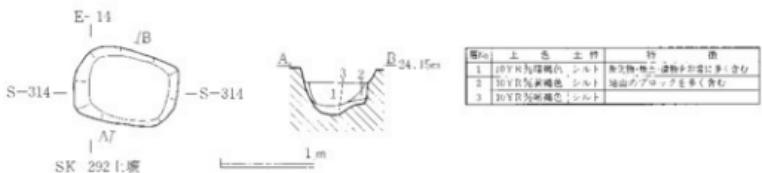
堆積土は暗褐色のシルトで人為的な埋土である。焼上、炭化物、土器片を多く含んでいる。

SK-297土壤（第9図）

北側調査区のほぼ中央で検出された。SB-283遺物跡と重複し、これを切っている。260cm×80cmの隅の丸い長方形を呈し、深さは約30cmある。底面は中央に向かって緩やかに窪み、断面形は開いたじ字形を呈している。地盤上は黒褐色のシルトで人為的な埋土である。上中には多量の炭化物や焼土が含まれ、これらに混じって土器片や瓦片も多数出土している。これらの遺物の中にSX-324の6層から出土したものと接合関係の認められるものもある（第12図1）。

SX-324土壤（第8・10~12図）

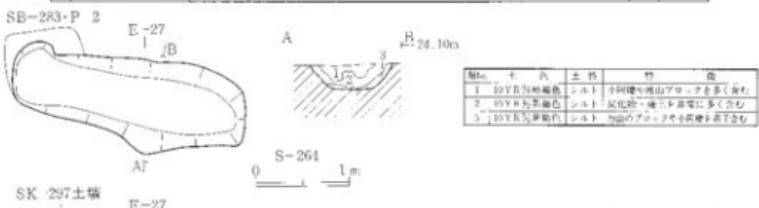
北側調査区の南西端、築地南西隅の内側にある。SD-282溝跡と重複し、これを切っている。東西約13m、南北約6mの不整形の大きな落ち込みで、今回の調査では東側部分のみ精査を行った。第17次調査で政府の北側から検出された土壌SK-240.241土壌に類似しており、土取りのために掘られたものと考えられる。土壌の底面には径2~3mの円形の窪みが認められ、この土壌全体が一気に掘られたものではなく、このような小さな単位で掘下されたものと考えられる。



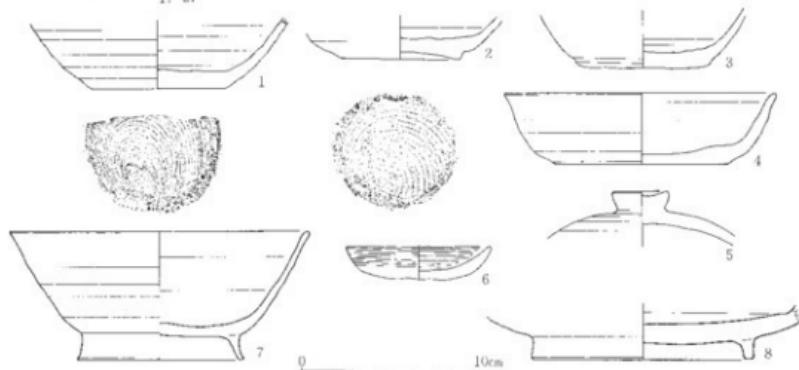
No.	上色	土性	特徴
1	10YR 5.5 茶褐色	シルト	赤瓦物・陶器・遺物を多く含む
2	10YR 4.5 黄褐色	シルト	油山のブロックを多く含む
3	10YR 5.5 黄褐色	シルト	



%	容積・器形	内径	厚さ	調査	分類	登録番号
1	粗皮器・高台付	14.4	9.0	6.2	10YR 4.5 黄褐色	202-81
2	粗皮器・高台付	14.3	9.0	6.2	10YR 4.5 黄褐色	202-82
3	粗皮器・高台付	14.0	6.0	4.5	10YR 5.5 黄褐色	202-83

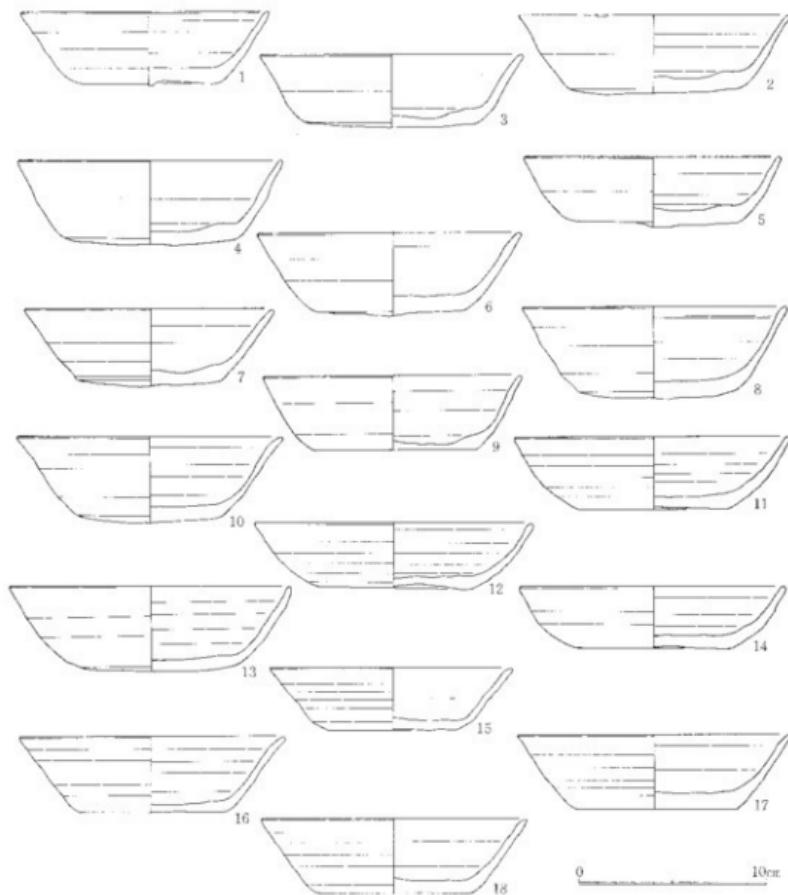


No.	上色	土性	特徴
1	10YR 5.5 黄褐色	シルト	少阿寒・油山ブロックを多く含む
2	10YR 4.5 黄褐色	シルト	炭化物・骨・貝殻を多く含む
3	10YR 5.5 黄褐色	シルト	油山のアーチや小瓦等を含む



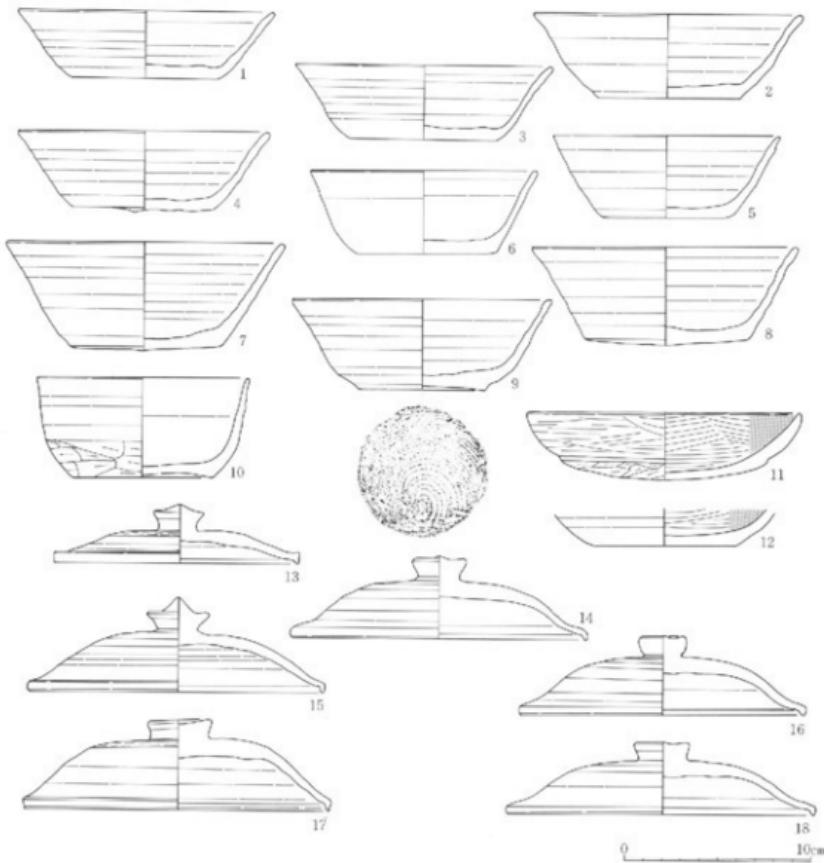
No.	器種・器形	直横・幅	口径	底径	断面	調査	型
1.	箱形器・盆	SK-292-1	-	7.2	内円・ロコリオナ	油・同系切り	
2.	箱形器・盆	SK-292-1	-	8.5	内円・ロコリオナ	油・同系切り	
3.	箱形器・盆	SK-292-1	-	7.0	内円・ロコリオナ	油・ヘラ切り	
4.	箱形器・盆	SK-292-1	14.6	9.5	2.8 内円・ロコリオナ	油・ヘラ切り	
5.	L脚器・盆	SK-292-1	-	-	外脚サス・ヒトテ	四・上ガモ・黒色焼	
6.	土的器・七谷・盆	S.E.-292-1	7.8	-	6.0 内円・フコナ	-	
7.	麻布器・高台付	S.E.-292-1	16.2	9.0	6.0 内円・リリオナ	油・ヘラ切り・板高当	
8.	直形器・盆	SK-292-P4	-	12.0	外・ロコリオナ	外・下・ヘラサス・油・ヘラサス・村高当	

第9図 SK-292土壌と出土遺物



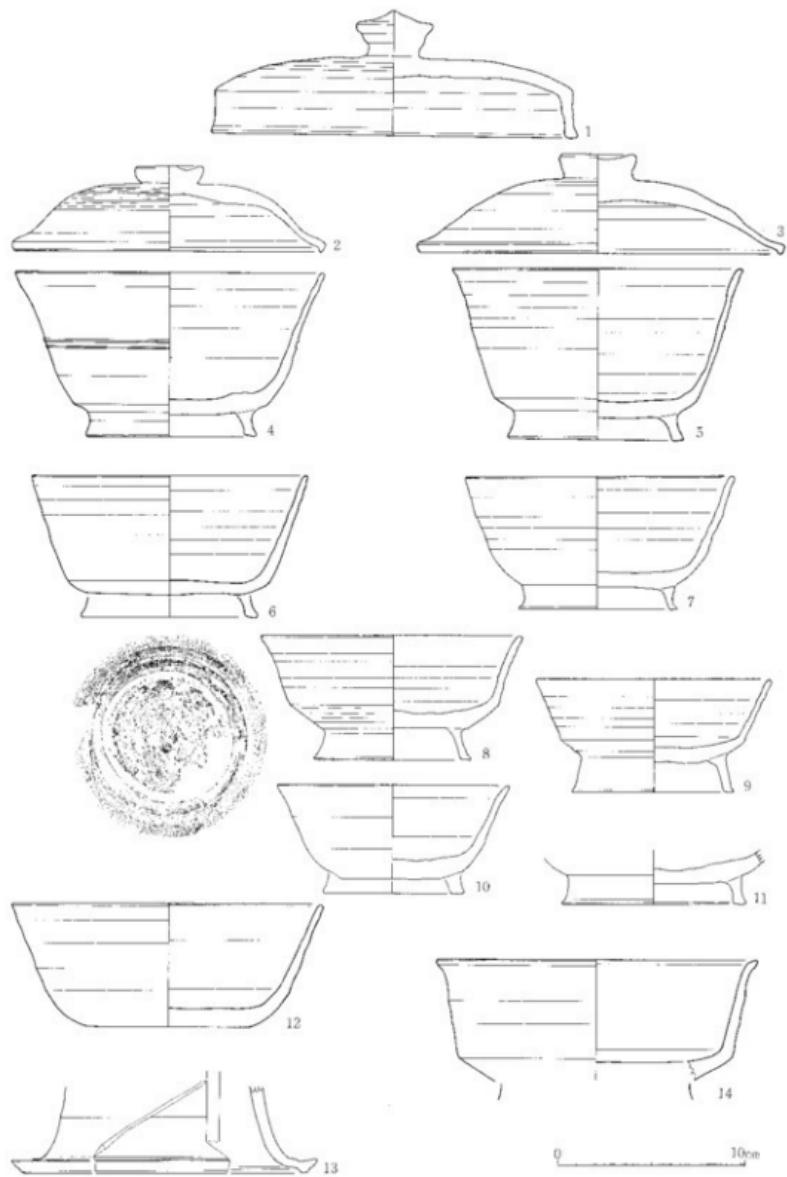
品名	器形	幅(公)	C寸	底径	厚度	特徴	表	裏	型	寸	分類番号
1. 鎌形・深形	杯	3	63.3	7.5	4.6	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底白色	-	-	I	374-01	
2. 小浅器・D	杯	2	34.5	9.3	4.6	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	II	324-06	
3. 深黒器・D	杯	2	34.2	9.1	3.6	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	I	324-07	
4. 深黒器・杯	2	24.2	2.3	4.5	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	II	324-08		
5. 深色器・杯	2	33.8	9.0	2.8	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 「鉢」の裏面 底黑色	-	-	I	324-09		
6. 滾毛器・耳	2	34.2	7.7	4.6	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	II	324-13		
7. 滾毛器・耳	2	32.3	7.6	4.2	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	II	324-15		
8. 滾毛器・耳	2	35.3	8.6	5.0	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	III	324-19		
9. 滾毛器・耳	2	34.0	8.6	4.0	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	II	324-30		
10. 滾毛器・耳	2	34.2	7.0	4.7	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 「鉢」の裏面 底黑色	-	-	II	324-27		
11. 滾毛器・耳	2	34.0	8.0	2.8	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 「鉢」の裏面 底黑色	-	-	I	324-11		
12. 滾毛器・耳	2	35.0	8.0	3.6	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	II	324-17		
13. 扇毛器・耳	2	35.2	8.0	4.0	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	I	324-28		
14. 扇毛器・耳	1	34.8	8.2	3.2	内側:リクロナフ 底:泡へり込み	-	-	F	324-39		
15. 扇毛器・耳	2	22.0	7.0	3.4	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底白色	-	-	II	324-03		
16. 滾色器・耳	2	31.3	8.0	4.1	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	IV	324-04		
17. 滾毛器・耳	2	34.7	8.6	4.0	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底黑色	-	-	H	324-15		
18. 滾毛器・耳	2	24.2	8.2	4.0	内側:リクロナフ 底:泡へり込み 底白色	-	-	II	324-05		

第10図 SX-324出土遺物 (1)



名前	直径	幅	高さ	内面	外	分類	登録番号	
1. 深鉢・直形	2	13.6	7.8	2.7	内側:クロコリナド 底:へり切り	裏板あり	淡褐色	II 324-14
2. 深鉢・直形	2	14.5	7.5	6.6	内側:クロコリナド 底:へり切り	大ダメ	II 324-16	
3. 深鉢・直形	2	13.8	7.0	4.0	内側:クロコリナド 底:へり切り	小ダメ	II 324-18	
4. 深鉢・直形	2	13.5	7.6	6.6	内側:クロコリナド 底:へり切り	大ダメ	II 324-22	
5. 深鉢・直形	2	12.8	6.8	4.4	内側:クロコリナド 底:へり切り	小ダメ	II 324-23	
6. 深鉢・直形	2	12.6	7.4	4.5	内側:クロコリナド 底:へり切り	大ダメ	II 324-27	
7. 深鉢・直形	2	12.2	6.2	5.9	内側:クロコリナド 底:へり切り	小ダメ	II 324-40	
8. 扁鉢・直形	2	14.3	8.0	5.2	内側:クロコリナド 底:へり切り	「丸」の字型	II 324-18	
9. 扁鉢・直形	2	14.0	6.8	4.7	内側:クロコリナド 底:へり切り	「短」の字型	II 324-35	
10. 扁鉢・直形	1	11.8	7.5	5.4	内側:クロコリナド 底:へり切り	「丸」の字型	II 324-68	
11. 土瓶型・直形	1	14.7	丸底	3.6	底:上へりカタ 内:クロコリナド 外:ヘラミガタ + 黒色點陣	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-47	
12. 土瓶型・直形	1	13.0	7.8	3.2	底:へりカタ 内:クロコリナド 外:ヘラミカモ	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-49	
13. 土瓶型・直形	2	13.0	7.8	3.2	底:へりカタ 内:クロコリナド 外:ヘラミカモ	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-36	
14. 土瓶型・直形	2	16.0	8.0	4.0	内:クロコリナド 外:ヘラミカモ	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-35	
15. 土瓶型・直形	2	15.9	8.0	3.1	内:へりカタ + クロコリナド	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	I 324-34	
16. 土瓶型・直形	1	15.2	8.0	4.0	内:へりカタ + クロコリナド	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-79	
17. 土瓶型・直形	2	16.3	8.0	4.0	内:クロコリナド 外:ヘラミカモ + クロコリナド	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-22	
18. 土瓶型・直形	2	14.2	8.2	4.0	内:へりカタ + クロコリナド	内:ヘラミカモ + 黑色點陣	II 324-31	

第11図 S X-324出土遺物 (2)

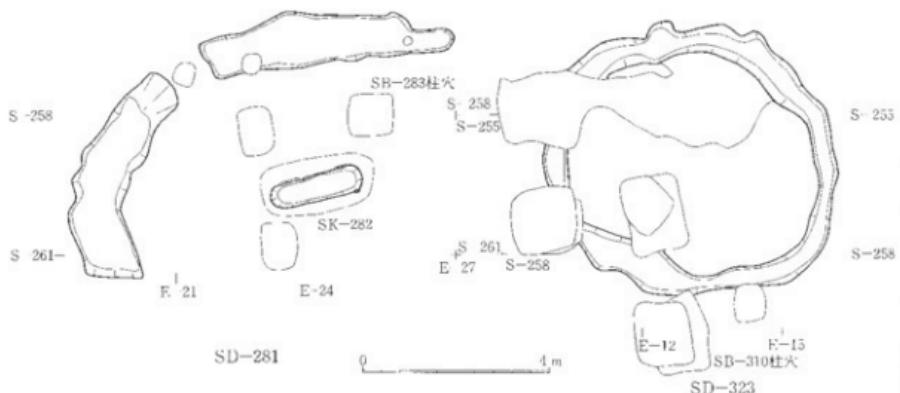


第12図 SX-324出土遺物 (3)

No.	探査・調査所	層位	出露	形状	分類	公算番号	No.	探査・調査所	層位	出露	形状	分類	公算番号	
1	現地標・基	2	19.7	6.7 内:陶器・瓦等のものと焼土 外:土器のものと焼土	II	324-33	?	現地標・基	2	18.4	8.5	7.1 内:陶器・瓦等のものと焼土	III A	324-28
2	東南部・基	2	18.5	6.6 内:陶器・瓦等のものと焼土	II	324-28	?	現地標・基	2	14.0	8.5	6.7 内:陶器・瓦等のものと焼土	III B	324-24
3	東北部・基	2	19.2	5.5 内:陶器・瓦等のものと焼土	II	324-43	?	現地標・基	2	17.6	8.5	6.1 内:陶器・瓦等のものと焼土	IV B	324-25
4	現地標・基	2	16.6	9.8 内:陶器・瓦等のものと焼土 外:陶器・瓦等のものと焼土	II D	324-41	?	現地標・基	2	12.5	5.6	5.6 内:陶器・瓦等のものと焼土	IV A	324-14
5	東南端・基	2	15.6	9.4 内:陶器・瓦等のものと焼土	II H	324-42	?	現地標・基	2	16.7	8.5	5.7 内:陶器・瓦等のものと焼土	IV C	324-27
6	現地標・基	2	12.3	7.4 内:陶器・瓦等のものと焼土	II L	324-43	?	現地標・基	2	16.5	8.5	5.7 内:陶器・瓦等のものと焼土	IV D	324-51
				内:陶器・瓦等のものと焼土	II M	324-44	?	現地標・基	1	17.3		内:陶器・瓦等のものと焼土	I B	324-52

SX-324出土遺物(3)

E-21 E-24 F-27 + E-12 E-15



第13図 SD-281・323円形周溝

堆積土は人為的な埋土と考えられる暗褐色から黒褐色のシルトで部分的に灰白色の粘土のブロックが混入する。6層からは炭化物や焼土、焼壁に混じって遺物が集中して出土しており、これらは政府内の火災後(Ⅱ期)の残滓を一括廃棄したものと考えられる。このような火災後の残滓を処理したと考えられる土壤には、政府内だけでも本調査で検出されたSK-292,297土壤のほかにも第17次調査で検出されたSK-238土壤があり、なかでも、SK-238土壤からは多量の瓦が出土している。また、政府外でも第13次調査のSI-158住居や第17次調査のSI-173住居では廃絶後の住居に多量の炭化物や土器が廃棄されていた。

⑤ 円形周溝

SD-281溝跡(第13図)

北側調査区中央北寄りの部分に位置する。周溝の南東部は削平されているが、残存部から円形もしくは椭円形を呈するものと考えられる。主体部となる土壤(SK-285)が溝の中央部か

ら検出されている。全体の規模は溝の内側で計測すると非常に歪みが大きいが推定で約8mある。溝の幅は50~150cmで、深さは10~15cmある。断面形は皿状を呈し、底面には若干凹凸が見られる。堆積土は暗~黒褐色のしまりのない自然流入土で、遺物は認められなかった。

SK-285は長軸約240cm、短軸約120cmの細長い土壙で、中央に200×50cmの棺の痕跡が残る。

また、棺を囲むように白色粘土が検出されていることから、埋葬の方法はまず、土壤内に棺を安置し、周りを白色粘土で囲み、その後埋め戻すという順で行ったものと考えられる。

SD-295溝跡（第3図）

北側調査区北東端に位置する。溝の西半のみ検出されているが、残存部から円形を呈するものと考えられる。主体部となるものは検出されていない。全体の規模は溝の内側で計測すると推定で約11mである。溝の幅は1.8~2.2mで、深さは30~40cmある。断面形は開いた「U字形」を呈し、底面には凹凸が見られる。堆積土は黄~黒褐色のしまりのない自然流入土である。1層は、地山のブロックを多く含む黄褐色上で、周溝の内側から供給されていることから、溝の内部の盛り土（填丘）が崩れて堆積したものと考えられる。遺物は出土していない。

SD-320溝跡（第3図）

北側調査区の南西部に位置する。溝の東側が検出されており、西側の一部は調査区外へと延びる。SB-310掘立柱建物跡・SD-282.284・南辺築地と重複しこれらよりも古い。主体部は検出されていない。全体の規模は溝の内側で計測すると約20mとこれまで検出された円形周溝の中では最大である。溝の幅は2.5~3.3mで、深さは約30cmある。断面形は開いた「U字形」を呈し、底面はほぼ平坦である。堆積土は黄~黒褐色のしまりのない自然流入土である。堆積土中から上師器の壺と壺が出土しているが、いずれも小破片で図示できるものはない。壺は体部が球形を呈し、外面はヘラミガキされ朱彩が施されている。また、壺は口縁部が外傾し頭部でくびれ、体部が内済気味のものと、口縁部が外反し体部が内済気味のものとがある。調整はいずれも内外面ともヘラミガキされ、朱彩が施されている。このような特徴を持つ土師器は塩窯式期に見られるものである。

SD-323溝跡（第13図）

北側調査区の北西部に位置する。SB-310掘立柱建物跡と重複しこれらよりも古い。主体部は検出されていない。全体の規模は溝の内側で計測すると約6.5mである。溝の幅は1~1.5mで、深さは5~15cmある。断面形は皿状を呈し、底面には凹凸が見られる。堆積土は暗~黒褐色のしまりのない自然流入土である。堆積土中から土師器壺の小破片が出上している。

⑥ 井 戸 跡

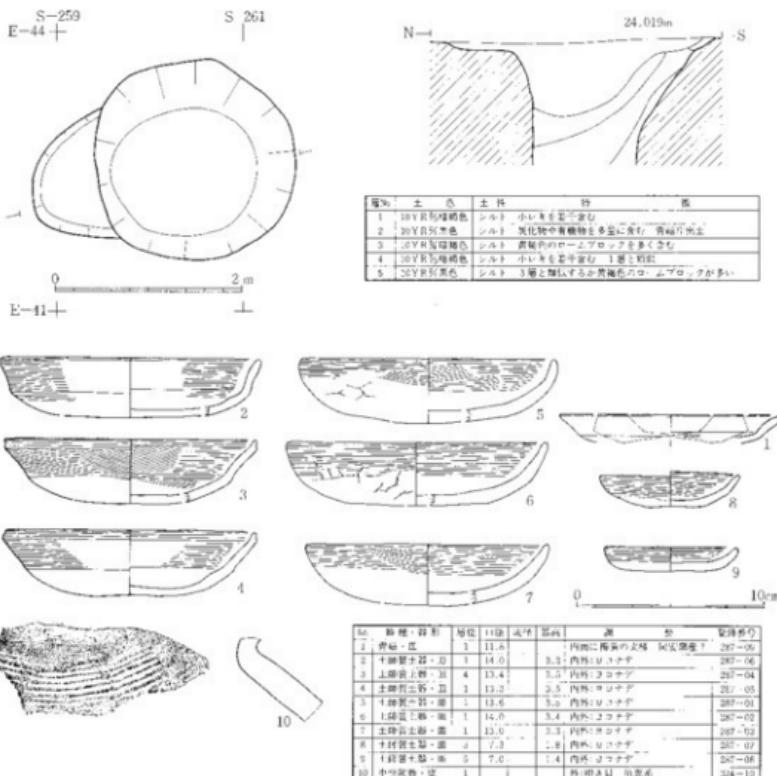
SE-287井戸跡（第14図）

北側調査区の北東端に位置する。SD-295円形周溝と重複するが直接の切り合いはない。

平面形は円形で、規模は直径約2.2mある。確認面から約1.3m掘下げた時点で湧水が著しくなり、完掘はしていない。井戸などは検出されておらず、素掘りの井戸と考えられる。

堆積土は人為的な埋土と考えられる暗褐色～黒色のシルトで、2層からは有機物が腐食したとみられる炭化物が多量に出土している。また、各層から土師質土器や青磁の破片が出土している。

1は青磁の皿で、口縁部から体部にかけての破片である。内外に明瞭な段をもち、内面に櫛



第14図 SE-287と出土遺物

歯による文様が書かれ、淡緑色の釉が施されている。このような特徴をもつものとして中国福建省同安窯出土のものが知られており12世紀末から13世紀前半の産とされている。2以下は土師質土器の皿で、法量から大形のもの（直径14cm程度）と小形のもの（約8cm程度）とがある。いずれも製作にロクロは用いていない。2～7は大形のもので、体部に段をもち口縁部が外反し、そのまま口縁端部に至るもの(2)、口縁端部がつまみ上げられたように断面形が三角を呈するもの(3～4)、体部から口縁部までそのまま内湾するもの(5～7)とがある。すべて丸底である。調整はいずれも内外面とも横ナデされている。8～9は小形のもので、体部から口縁部まで内湾気味にそのまま続く。調整は外面の口縁部と内面の全体に横ナデが施されている。これらの中で3・4のように外面に段をもち口縁端部の断面形が三角を呈するという特徴をもつものには、花山村花山寺出土のものがある。花山寺のものは初期の常滑産の盤と共に出土しており、12世紀後半頃の所産と考えられている。以上のように青磁と土師質土器の年代観は大きく矛盾するものではなく、これらの遺物については12世紀末～13世紀前半のものと考えられる。

SE-306井戸跡（第7図）

北側調査区の南東端に位置する。SB-314建物跡と重複し、これを切っている。

平面形は円形で、規模は直径約1.2mある。確認面から約50cm掘下げたのみで、完掘はしていない。井側などは検出されておらず、素掘りの井戸と考えられる。

堆積土は暗褐色のシルトで、地山のブロックを多く含む。遺物は出土していない。

SE-308井戸跡（第3図）

北側調査区のほぼ中央に位置する。SD-320円形周溝と重複するが直接の切り合はない。

平面形は円形で、規模は直径約2.5mある。確認面から約40cm掘下げた時点で湧水が著しくなり完掘はしていない。井側などは検出されておらず、素掘りの井戸と考えられる。

堆積土は黒褐色のシルトで、土中から土師質土器の皿が出土しているが小片で図示できるものはない。

SE-309井戸跡（第3図）

北側調査区のほぼ中央に位置する。平面形は円形の素掘りの井戸で、直徑約2.2mある。確認面から約40cm掘下げた時点で湧水が著しくなり完掘はしていない。堆積土は暗褐色～黒褐色のシルトである。堆積土中から土師質土器の皿が出土している。また、図示したものの他も大形の皿の小片が出上しており、SE-287井戸跡と同様の特徴を示すもので年代についても時期と考えられる。

⑦ 溝跡 (第3図)

SD-299溝跡

北側調査区南端で検出された。南北溝で、南側はさらに調査区外へと延びる。確認された部分の長さは13mある。SD-284.301.302溝跡・南辺築地と重複し、これらの中で最も新しい。幅50~70cm、深さ約30cmある。堆積土は黒褐色のしまりのないシルトで、須恵器や中世陶器の小片が出土している。

SD-300溝跡

南北の調査区をつなぐ確認トレンチの北端で検出された。

東西溝で、西側と東側はさらに調査区外へと延びる。SD-299溝跡と重複しこれよりも古い。幅約1m、深さ約50cmある。堆積土は黒褐色のしまりのないシルトである。

SD-301溝跡

北側調査区の南端で検出された。東西溝で、西側と東側はさらに調査区外へと延びる。確認された部分の長さは約23mある。SD-284.302.299溝跡と重複し、前2者を切り、後者に切られている。したがって新旧関係はSD-284.302溝跡→SD-301溝跡→SD-299溝跡となる。

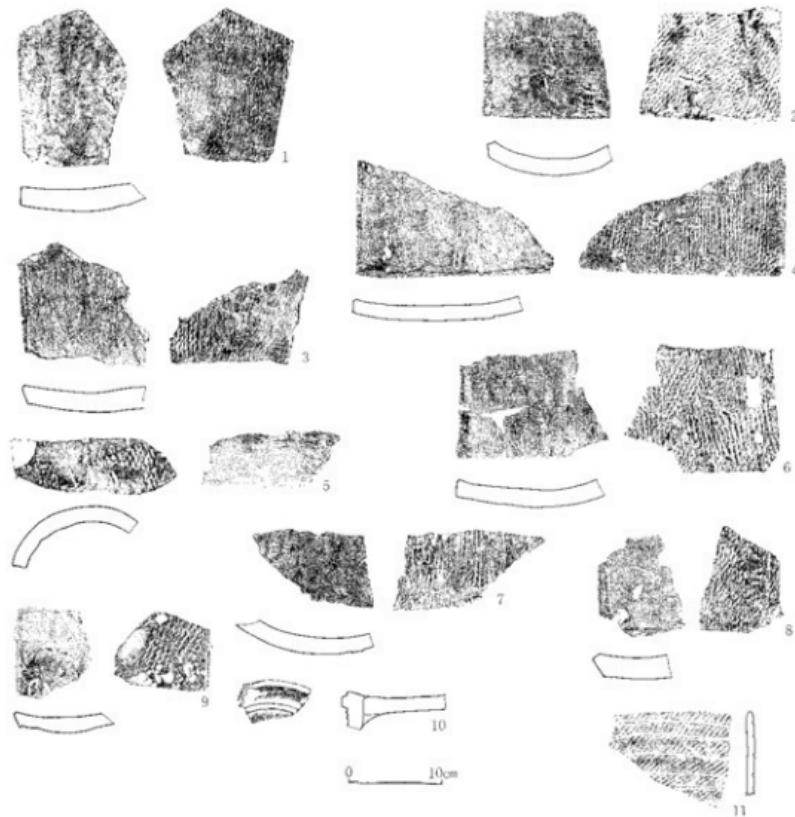
幅約1m、深さ約40cmある。堆積土は黒褐色のしまりのないシルトで、上中から須恵器の小片が出土している。

SD-302溝跡

北側調査区の南端で検出された。東西溝で、西側と東側はさらに調査区外へと延びる。SD-284.299.302溝跡と重複し、前1者を切り、後2者に切られている。したがって新旧関係はSD-284→SD-302溝跡→SD-301.299溝跡となる。幅50~70cmで、深さ10~15cmある。堆積土は黒褐色のしまりのないシルトで炭化物を多く含んでいる。土中から須恵器の小片が出土している。

SD-322溝跡

南北の調査区をつなぐ確認トレンチ部で検出された。東西に延びる溝で、確認されたのはわずか5m足らずである。この溝の東端はトレンチ内で収まるが、西側は調査区外へと延びる。幅は3.5m以上あるが、確認した部分が少なく詳細については不明である。堆積土は黒褐色のしまりのないシルトで、確認面から褐色土と黒色土が互層をなすブロック上（築地の崩壊土）が検出されている。築地構築の際の土取り痕跡の可能性がある。なお、政庁南辺築地の中心からこの溝の中心までの距離は約17mある。



No.	出 墓・層 位	地 形	標	名	No.	出 墓・層 位	地 形	標	名
1	S.H-314-1-Pa	平	瓦	凸・縫隙付・凹(舟形)・ケタリ	7	S.D-293-1	平	瓦	凸・縫隙付・凹・舟形・トナリ
2	S.D-334-1-Pa	平	瓦	凸・縫隙付・凹(舟形)・縫・ケタリ	8	骨	平	骨	凸・縫隙付・凹・舟形・トナリ
3	S.X-326-1	下	瓦	凸・縫隙付・凹(舟形)・ケタリ	9	S.X-324-1	平	瓦	凸・縫隙付・凹・舟形・トナリ
4	F.O-363-4	平	瓦	凸・縫隙付・凹(舟形)・凹脊付無	10	骨	平	骨	凸・縫隙付・凹(舟形)・凹脊付無
5	S.X-326-1	平	瓦	凸・縫隙付・凹(舟形)・凹・舟形	11	S.A-323-1-Pa	輪文土器	輪文(L型)・浅脚	輪文土器
6	S.D-294-4	下	瓦	凸・縫隙付・凹(舟形)・縫・ケタリ					

第15図 その他の遺物

IV 考察

① 政府の平面形と規模

伊治城政府域については平成3年度の第17次調査で着手され、おもに北西部が調査された。この調査により周囲を区画する築地跡、10棟の掘立柱建物跡が検出され、これらには5期の変遷が認められることが明らかとなった。

今回の調査は、南側部分を対象に行なったもので、新たに南辺築地や掘立柱建物跡7棟が検出され、政府全体の規模や建物の配置、性格が明らかになった。

ここではまず伊治城の政府の規模や全体形について考え、次に建物の構成や性格について考察したい。政府の平面形は、南辺築地と北辺築地は平行するものの、南西隅が93度、北西隅が87度であり、全体的に歪んだ方形である。一方政府外側の官衙ブロックを囲む築地北西隅も85度であり、こちらも政府と同様の歪みがみられる。この歪みは、西から入り込む沢を西辺が回避するように構築されていることに起因するものと考えられる。

次に政府の規模についてであるが、まず南北について述べると、西辺築地の総長は約60.2mであり、一方、南門を通る中軸線上で測ると、約61.2mとやや長くなる。東西長は築地の東辺が確認されていないことから直接計測することはできない。北辺でSB-243の中心から北西隅までの距離は約27.0mであり、一方南辺では南門の中心から南西隅までの距離は約29mである。SB-243と南門がそれぞれの中央に位置すると仮定してこの数値を2倍すると、総長は54~58mと推定される。

ところで、これまでの調査から政府内の建物は大規模な火災に遭ったことが明らかにされているが南辺築地については火災以降のものは確認されていない。一方、政府南辺から約15m南側に離れた位置からは築地の崩壊上と溝状に残る築地の土取りの痕跡(SD-322)が検出されており、火災以降はここまで(南北約75m)拡大されていた可能性がある。

② 建物の性格について

政府内から検出された建物は、昨年度の第17次調査とあわせ17棟である。

これらの建物の方向は南北棟SB-310・SB-237は西辺築地の方向に、一方東西棟SB-152・SB-243・SB-283は北辺築地の方向に合わせて建てられている。なお、SB-236建物については他の建物よりも西に偏っている。

次に政府内建物の性格について考えてみたい。これらの建物中で、SB-152建物は、これまでの調査で北側部分が調査され、桁行5間・梁行2間以上とされていたが、今回の調査により南面に庇の付く桁行5間・梁行3間(15×約8m)の建物であることが明らかとなった。(註1)

この建物は、位置的に政府中央の北寄りにあり、同位置で建て替えが行なわれていること、南面に庇をもつことおよび、柱の直径が30～40cmと他の建物と較べて非常に大きいことなどから政府の中でも中心的な建物—正殿と考えられる。

SB-310は桁行5間・梁行3間の床張りの南北棟建物で、正殿の西側前方に位置する。この建物は位置を変えずに継続して存在すること、柱の規模が正殿と同程度であることから、政府の中では主要な建物であったと推定され、政府内での位置からすれば西脇殿と考えられる。

SB-246はSB-152に先行する建物で、これらの建物より2間分東に位置するものである。この建物の全体規模や同時期に存在した他の建物の組み合せなどは不明な点が多い。

SB-243a・bは正殿の後方に位置し、築地を切り開いて作られた建物である。正殿と両妻の柱筋が揃っており、北辺築地は北側柱に接続し建物全体が政府内部に含まれている。

この建物については昨年の調査結果から、建物が築地に取り付くことや、建物の中央の柱間だけ間隔が広がっていることから、門ではないかと考えられた。しかし、この建物からは遮蔽施設となる柱は検出されなかった。一方、この建物は建て替えが行なわれていながら、基本的に位置を変えないことなどから政府内でも主要な建物であったと考えられる。建物の性格については、配置の点から後殿であろう。

SB-244a・bは南側柱列に築地が取りつくSB-243a・bより桁行きがやや小さい建物で、全体が政府区画の外にはみ出すように配置されている。性格についてはSB-243a・bの位置を基本的に変えないで建てられている点から、この建物はSB-243b以降の後殿であろう。

SB-314は桁行1間、梁行2間の四脚門で、南門と考えられる。

SB-283は正殿の前方にあり、南門とのほぼ中間に位置する。これらの建物とは中軸が直線上にのるように建てられていることから前殿であろう。

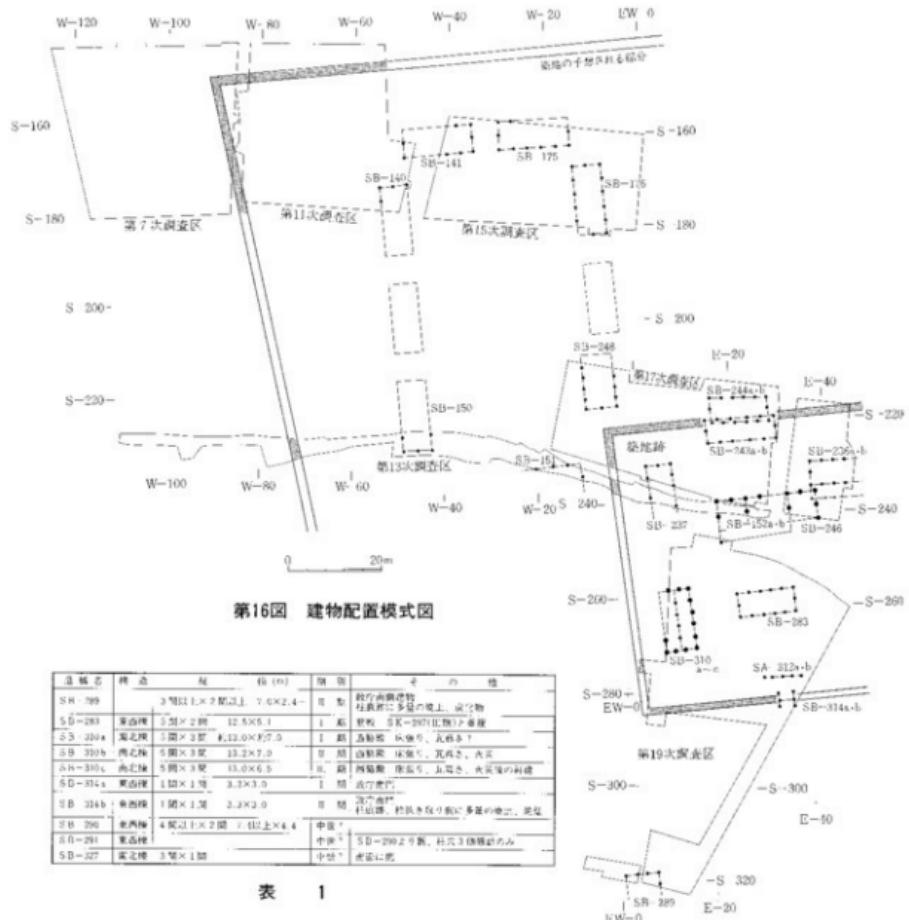
SB-236・SB-237はいずれも正殿の後方に位置する建物で、SB-236は東後方に、SB-237は西後方に位置する。SB-236は南面に庇をもつ東西棟で、建て替えが認められている。SB-237は南北棟で、西脇殿と東側柱が揃えられている。

③ 建物と政府の変遷

政府内の建物については昨年までの調査で5期の変遷が認められている。これをまとめたのが表2である。

これによれば政府の変遷は、火災に遭った建物群で構成される時期（Ⅱ期）、これに先行する建物群で構成される時期（Ⅰ期）、火災後に建て替えられた建物群で構成される時期（Ⅲ期）の3時期に大きく分けることができる。（註2）

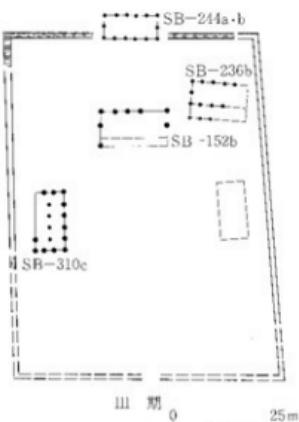
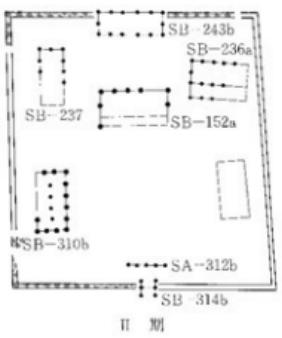
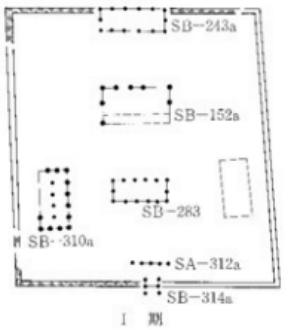
次に、この変遷にそって政府内の建物の構成について考えていく。



1

The phylogenetic tree illustrates the evolutionary relationships between five samples (SB-246, SB-213a, SB-283, SB-310a, and SB-314a) across three stages: I型, II型, and III型. The tree is rooted at the bottom center. SB-246 is the most basal taxon. SB-213a branches off from the main lineage before the split into I型 and II型. SB-283 is sister to the clade containing SB-310a and SB-314a. SB-310a and SB-314a are sister taxa. Within the II型 stage, SB-246, SB-213a, and SB-283 form one clade, while SB-310a and SB-314a form another. Within the III型 stage, SB-246, SB-213a, and SB-283 form one clade, while SB-310a and SB-314a form another.

表 2



第17図 政府変遷図

I期 この時期の政府は正殿(註3)を中心に、その南に前殿(SB-283)、北に後殿(SB-243a)が建ち、正殿の前方の東西両側にそれぞれ1棟の脇殿(西脇殿SB-310aのみ確認)がある。

前殿の南には内部の視野を遮断する掘立柱塀(SA-312a)があり、さらにその南には南門(SB-314a)が開いており、その東西両妻から政府南辺を区画する築地がのびている。

II期 この時期の政府は、I期の政府を改築したもので、正殿(SB-152a)・西脇殿(SB-310b)・後殿(SB-243b)・南門(SB-314b)・掘立柱塀(SA-312b)は前期の建物を踏襲してそれぞれ同位置に同規模で建て替えられている。一方、I期にみられた前殿はこの時期まで継続せず、この部分は正殿、両脇殿、掘立柱塀で囲まれた約30m四方の広場となっている。

正殿後方の使われ方はI期とは大きく異なり、新たに東側にSB-236aが、西側にSB-237がそれぞれ建てられる。

また、この時期の建物は火災によりすべて消失しており、これは伊治公啓麻呂の乱(宝亀11年-780年)に起因するものと推定される。

III期 この時期の政府は、火災後に復興されたものである。政府全体の規模が南方に約15m拡張されているが、建物の基本的な配置はII期と大きく変わらず、正殿(SB-152b)・西脇殿(SB-310c)は前期の建物を踏襲してそれぞれ同位置に同規模で建て替えられている。

一方、後殿(SB-244a)は、II期のSB-243bの桁行を若干縮小して、2間分北に移動して建てられている。正殿後方建物群は東側のSB-236bは同位置に同規模で建て替えられているが、正

殿西側建物の南北棟のSB-237はこの時期までは存在しない。なお、後殿についてはその後再度の建て替え（SB-244a→SB-244b）が行なわれている。

政府内の建物の変遷は上記のとおりである。これらの変遷を通してみると、建物の基本的な構成は正殿・脇殿・後殿・南門からなり、付属的な建物としてⅠ期にのみ現れる前殿（SB-283）やⅡ・Ⅲ期の正殿の東後方に位置するSB-236a,b建物、Ⅱ期の正殿西側に位置するSB-237がある。

④ 他の城柵との比較

伊治城の政府についてまとめると、規模はⅠ・Ⅱ期が東西約56m×南北60mで、Ⅲ期は東西約56m×南北約75mで、区画施設はいずれの時期も築地によるものである。

ここでは他の城柵の政府と比較してみる。

まず、政府の規模や区画施設について比較すると、政府内に他の官衙ブロックをもつ志波城を例外とすれば、ほとんどの城柵では政府の1辺の長さが約70~100m（3/4~1町）程度に収まり、平面形はいずれも正方形か若干南北に長い長方形を呈しているのに対して、伊治城では東西54~58m×南北60m（1/2町程度）とこれまで東北地方の中で知られている城の中では最小とされてきた払田柵よりもさらに小さく、多賀城の半分程度（方1/2町程度）の規模である。

また、区画施設については政府の規模と区画の方法には関連は認められず、払田柵よりも小規模にもかかわらず多賀城や志波城と同様の築地となっている。

次に政府の構成について比較してみると、これまでの城柵が正殿・両脇殿・南門で構成されるパターンが典型とされているのに対し、伊治城では正殿・両脇殿・南門が基本的要素となっている点ではこれらの城柵と共通するものの、一貫して後殿を有するという点で異なる。

一方、隣接国府である多賀城では、後殿がⅡ期以降継続して存在する。伊治城の後殿は築地と連結するという点では多賀城とは異なるが、伊治城の造営期にあたる多賀城Ⅱ期には北辺築地に挟まれた建物「北殿」も認められており、伊治城の後殿はこのような構築パターンを模しているものと考えられる。

このように、伊治城の政府については、他の城柵と同様に、基本的にはこの時代の多賀城政府を規範としているものと考えられる。

なお、伊治城Ⅰ期にみられるような前殿は多賀城や他の城柵、出羽国府である城輪柵跡、一時的に移転した出羽国府と考えられる八森遺跡ではいずれの時期にも認められないが、下野国府・伯耆国府・肥前国府など類例が認められている。

註1 今回の調査で検出され柱穴は、位置や柱穴埋土の特徴からSB-152a建物に伴うものであることは確実である。また、この柱穴から西妻北西隅までの距離は約8mあり、この建物の柱間寸法（梁行・桁行ともに3m）からすれば梁行2間分と2mある。以上のことからこの柱穴の性格は南面に取り付く庇の部分の南西隅の柱穴であると考えられる。なお、庇のさらに南側からは東西に並ぶ柱穴が2個検出されているが、SB-152a建物と柱筋や柱間寸法があわないことからどのような性格になるかは不明である。

註2 政府内建物については昨年の調査では、重複関係から5期の変遷が認められI～V期としてあつかった。しかしその変遷の中には一部の建物だけが建て替えられた時期もあり、政府全体の変遷として捉えた場合、3期に集約することが妥当と考えられる。

したがって、昨年の変遷との対応は次のようになる。

I期←→II期、II期←→旧III期、III期→IV期・V期

註3 SB-152aはこれまでの調査によりII期以前に位置付けられることは確実であるが、I期まで遡るかどうかは確認できなかった。これは同位置での何回かの建て替えによりこの時期の造構が失われているためで、本来はSB-152aに先行する建物が存在した（もしくはSB-152aがI期まで遡る）ものと考えられる。

なお、SB-246はSB-152a以前の建物であることは明白だが、I期の他の建物とは軸線や柱筋が描わないとからこの時期のものではなく、これより古いものと考えられる。

V ま と め

1. 今回の調査では、新たに政府南辺築地や掘立柱建物跡7棟が検出され、政府全体の規模や建物の構成、配置、変遷が明らかとなった。
2. 政府には大きくⅢ時期の変遷が認められ、Ⅱ期の建物は火災により焼失している。
なお、この火災については宝亀11年（780年）に起きた伊治公皆麻呂の乱に起因するものと考えられる。
3. 政府は築地によって画されており、その規模はⅠ・Ⅱ期は東西54～58m、南北60mで、Ⅲ期以降は南北75m程度に拡張されたものと考えられる。
4. 政府の構造は、基本的に正殿・脇殿・後殿・南門からなり、Ⅰ期には前殿が、Ⅱ期以降には正殿後方の建物が配される。この中で前殿は1期にのみ現われる建物で興味深い。
5. 後殿・前殿を共に有する政府の構造は、他の城柵や陸奥国府（多賀城）、出羽国府のバターンとは異なり、下野国府、伯耆国府、肥前国府などに類例がみられる。
6. 今年の調査により、伊治城は政府域を中心に外側の築地に囲まれた官衙ブロックが周間に存在することが明らかとなった。今後は、官衙ブロックの範囲や城柵全体の構造を解明していく必要がある。

引用・参考文献

- 丁藤 稔樹（1989）：『城柵と蝦夷』 ニューサイエンス社
- 菅原 祥夫（1988）：『伊治城跡－昭和62年度概報』 築館町文化財調査報告書第1集
築館町教育委員会
- 菅原 祥夫（1989）：『伊治城跡－昭和63年度概報』 築館町文化財調査報告書第2集
築館町教育委員会
- 菅原 祥夫（1990）：『伊治城跡－平成元年度概報』 築館町文化財調査報告書第3集
築館町教育委員会
- 菊地 遼夫（1991）：『伊治城跡－平成2年度調査報告書』 築館町文化財調査報告書第4集
築館町教育委員会
- 菊地 遼夫（1992）：『伊治城跡－平成3年度調査報告書』 築館町文化財調査報告書第5集
築館町教育委員会
- 宮城県多賀城跡調査研究所（1976）：『桃生城Ⅰ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第1冊
宮城県多賀城跡調査研究所
- 宮城県多賀城跡調査研究所（1977）：『桃生城Ⅱ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第2冊
宮城県多賀城跡調査研究所
- 宮城県多賀城跡調査研究所（1978）：『伊治城Ⅰ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第3冊
宮城県多賀城跡調査研究所
- 宮城県多賀城跡調査研究所（1979）：『伊治城Ⅱ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第4冊
宮城県多賀城跡調査研究所

- 宮城県多賀城跡調査研究所（1980）：『伊治城Ⅲ』 多賀城関連遺跡発掘調査報告書第5冊
宮城県多賀城跡調査研究所
進藤 秋輝（1991）：『城柵の設置とその意義』「北からの視点」日本考古学協会仙台大会資料
宮城県多賀城跡調査研究所（1982）：『多賀城跡－政府跡』 宮城県多賀城跡調査研究所
山中 敏史（1985）：『古代の役所』古代日本を発掘する 5 岩波書店
阿部 義平（1992）：『国府と都衙』『古代の役所』栃木県立しもつけ風土記の丘資料館
阿部 義平：『古代城柵政庁の基礎的研究』
佐々木和博：『弘州柵と多賀城＝政庁の比較を中心に』「史館」国学院大学
八幡町教育委員会（1990）：『八森遺跡』八幡町文化財調査報告書第3集 八幡町教育委員会

伊治城および栗原郡に関する古代史年表

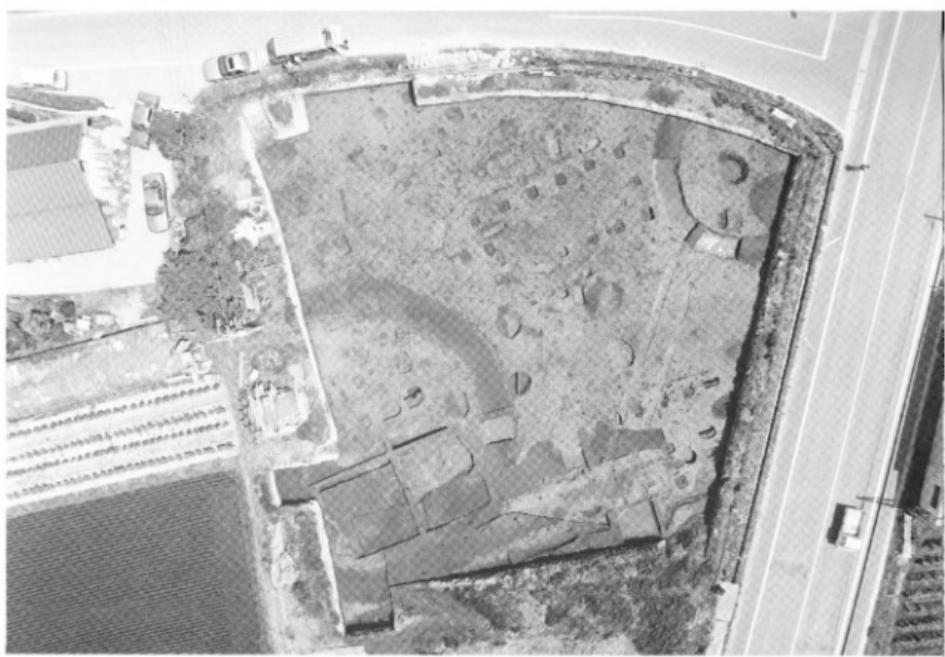
西暦	和暦	記事	文献
767	神護景雲1	10. 伊治城の造営なる。造営にたずきわった鎮守將軍 田中多太麻呂らに叙位、外從五位下道鳴三山は從五 位上を賜う。	統日本紀
768	2	12. 陸奥や他国の百姓で伊治・桃生に住みたいもの の課役を免ずる。	統日本紀
769	3	1. 伊治・桃生にうつり住みたいものの課役を免ずる。 2. 桃生・伊治に坂東8国の百姓を募り安置しようと する。 6. 栗原郡をおく。これはもと伊治城である。 (「統日本紀」では神護景雲元年11月乙巳条に取める が鎧筒とみられここでは神護景雲3年6月9日乙巳 説をとる)	統日本紀
		6. 浮宿の百姓2,500人を伊治城に遷す。	統日本紀
780	宝亀11	3. 上治郡大領伊治公告麻呂は牡鹿郡の大領道鳴大橋 按察使紀広純を伊治城で殺す。ついで多賀城にせま り府庫の物をとり放火する。	統日本紀
792	延暦11	1. 斯波村の夷胆沢阿奴志己らは帰服したいが伊治村 の傳にさまたげられて果せないでいることを訴える。	類聚国史卷 190
796	15	11. 伊治城と玉造塞の中間に1駅を置く。 11. 相模・武藏・上総・常陸・上野・下野・出羽・越 後などの住民9,000人を伊治城に遷し置く。	日本後紀
804	23	11. 栗原郡に3駅をおく。	日本後紀

西暦	和暦	記事	文献
837	承和4	4. 3年春より百姓の妖言に奥邑の民が動揺し、栗原・賀美両郡の百姓多く逃亡する。また栗原・桃生以北の俘囚は反覆して定まらないので援兵1,000人を差発して非常に備える。	続日本後紀
905	延喜5 (着手)	<p>延喜式</p> <p>○神名式 陸奥国100座</p> <p>栗原郡7座 大1座 志波姫神社 名神火社</p> <p>小6座 表刀神社</p> <p>雄鏡神社</p> <p>駒形根神社 和我神社</p> <p>香取御兒神社 遠流志別石神社</p> <p>○氏部式 東山道・陸奥国大國</p> <p>……志太、栗原、磐井……</p> <p>○兵部式 陸奥国駿馬</p> <p>……玉造、栗原、磐井……各5正</p>	延喜式
931~938	承平年間	和名類聚抄 陸奥国 栗原郡(久利波良) (郡名) 栗原・清水・仲村・会津	和名類聚抄
1062	康平5	8. 前9年の役で源頼義軍は、栗原郡宮岡に到り、清原武則軍と合う。軍を編成し磐井郡中山に赴く。	陸奥話記
1189	文治5	<p>8.7 文治の役で源頼朝の奥羽攻めに対し、藤原泰衡自身は、国分原櫻橋(仙台市)に陣し、その後方栗原・三迫・黒岩口・一野辺には、若丸郎大夫らを大將軍となし数兵の勇士を差しむけた。</p> <p>8.21 頼朝軍は暴風雨をついて途中栗原・三迫などの要害による平泉方の抵抗を排しつつ松山道より津久毛橋に到る。</p>	吾妻鏡
1190	建久1	<p>2.12 頼朝の征東に最後まで抵抗する大河次郎兼任と頼朝方の軍士、在国御家人らとが栗原の一迫で戦う。</p> <p>3.10 栗原寺に逃げのびた兼任が樵夫らに殺害される。</p>	吾妻鏡

写 真 図 版



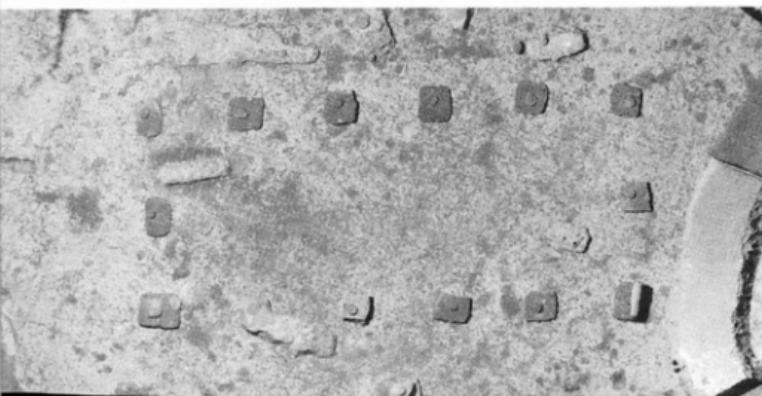
図版 1 上:遺跡全景(南から)
下:調査区全景



図版2 上:調査区全景
下左:SD-320円形周溝 下右:SD-323円形周溝

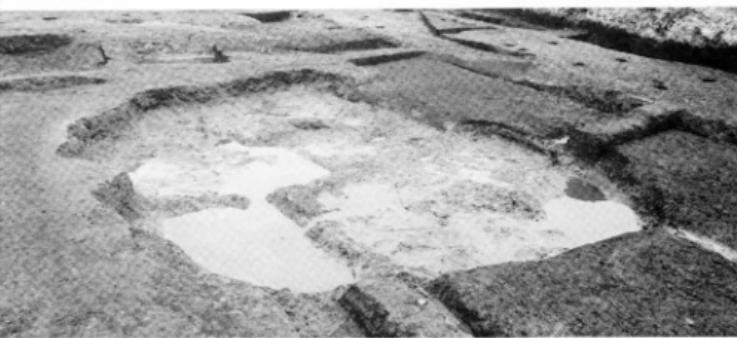
図版3

上: SD281円形周溝
中: SB-314南門付近
下: SB-283建物跡





図版4 上:SB-314南門付近
下:SB-310建物跡



図版 5

上：南辺菜地痕跡
中：SX-324
下：SK-285土壤
(SD-281主体部)

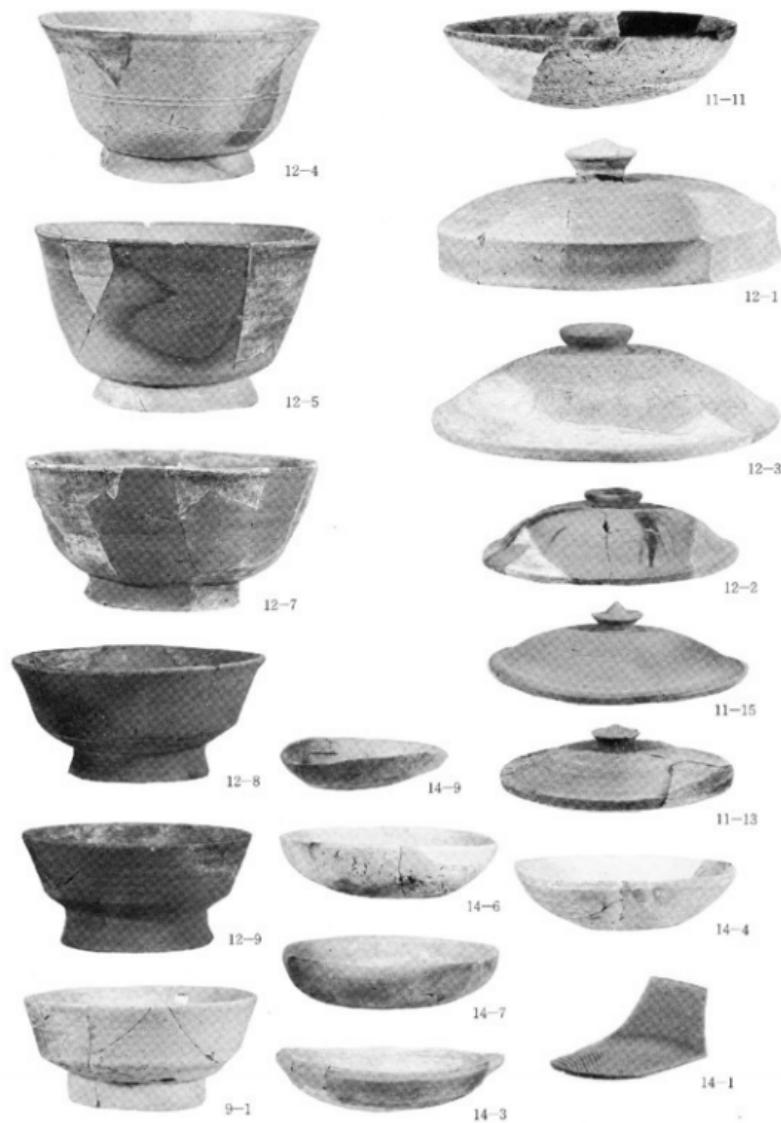


图版 6

- 上左: SB-310 P4
上右: SA-312 P5
中左: SB-314 P4
中右: SB-283 P6
下: SD-284 溝跡
下: SX-324(左侧)



図版7 出土遺物(1)



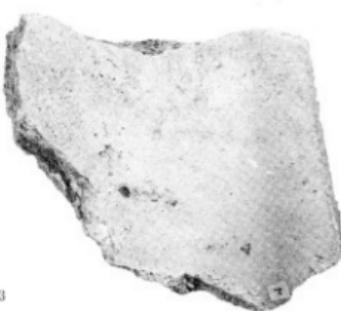
図版8 出土遺物(2)



15-1



15-3



14-10



15-10



図版 9 出土遺物 (3)

染館町文化財調査報告書 第6集
伊治城跡

印 刷 平成5年3月20日
発 行 平成5年3月31日

発行 築館町教育委員会
官城県栗原郡築館町高川二丁目1-10
印 刷 南部尾印刷株式会社
宮城県栗原郡築館町高川一丁目7-36
